

を以てなり、其の他先に臺灣の水師は南路の安平に駐むるに過ぎざりしに、平臺の水師は多く北路の鹿港より岸に登りしを以て、更に之を鹿港に移駐せしむること、せり。乾隆五十三年八月に成れる、御製福康安奏報生擒莊大田紀事語の中に、福康安の作戰計畫につきて、

自林爽文起事、至臺灣全郡平定、始末共閱一年三月、是較之藍廷珍等成功、更爲迅速矣。夫逆賊入內山、生蕃非我臣僕、性情不同、語言不通、其遵我軍令與否、未可知也。福康安示之以兵威、使知畏、給之以賞項、使知懷、其計畫周密、賢於施世標、藍廷珍、遠甚。

といひ、又御製平定臺灣告成熱河文廟碑文の中に、善後の策につきて、

曰福康安智超謀深……三月成功、勳揚古今、既靖妖孽、當安民庶、善後事宜、康安並付、定十六條、諸弊祛、永奠海疆、光我王度。

といへり。

### 姚瑩

從來臺灣に於ける内亂は外寇にあらずして、内賊多く、康熙の末年

に於ける朱一貴、乾隆の末年に於ける林爽文の大亂の如きも、即ちこれなりき。然るに嘉慶年間に及び、清國の内訌は、不逞の徒をして、暴掠を外に肆にせしむる動機となり、蔡牽と云ふもの、鹿耳門及び滬尾東港の邊に出沒し、終に蘇滬を侵さんとするあり、當時防邊の忽にすべからざるを論ずるものあるに至りしが、次で道光中に及び、清國に於ける阿片戦争の影響は、臺灣の沿岸に及び、雞籠等を來觀せしより、益、防備の修めざるべからざるを覺り、時の臺灣道姚瑩は、治臺經營の要務として、海防事宜を籌畫し、且つ曰く、

臺灣自古海外荒服之地、明末鄭氏竊據、爲閩浙江南憂者數十年、聖祖仁皇帝命將興師、克塽衝壁、歸降、始入版圖、於今一百五十三載、設立重鎮、總攝師干、俾以專殺之典、爲東南沿海數十郡外藩、日本荷蘭無敢窺伺者、臺灣之功也。

と、乃ち臺灣の位置を以て、清國七省の保障となすに足るべく、萬一外船の不備に乗じて、臺灣を窺ふあらば、延きて清國の安危に關する大なるものあるべしとし、議を立つらく、

見我海防之疎、水師之懦、萬一回至彼國、言及此地、本紅毛番士、忽起異謀、能保無他日之憂耶。

而して、爾來海防の設備に刷新を見、且つ姚瑩の機宜處置の、其の當を得たるが爲に、大に外患を未だ雨ふらざるに綱繆するを得たり、中に就き、籌建鹿耳門砲臺一篇の如きは、殊に治臺の妙著となすべし、價值ありと稱せらる。

更に當時の内治如何を願れば、文武の軋轢漸く甚しく、加ふるに總督若くは巡撫は、重洋相隔て、直接の監督を及ぼすこと能はざりしより、政務の曠廢を讓さんとするに至りしかば、姚瑩は、夙に文武和衷の方策を取り、以て政治の統一を期し、之を未然に濟はんとするに銳意せしことは、論臺灣治事書中、左の一節を讀みて、其の意を知るべきなり。

善治國者、如理一身、必使氣血流通、官體運動、乃可以無病、苟一支一節、氣滯血凝、則病作矣、然投劑者、又尤審其秉體之強弱、與受病之淺深、酌量而用之、故有同病而異藥者、其奏効一也。

姚瑩は道光元年初めて任に就き、六年吏議によりて官を去れり。

徐宗幹

徐宗幹

道光の末年は、臺政の紊亂を極めたる時なり。此の歲二十八年、臺灣道に任じ、これが刷新の責に當りしは、徐宗幹にして、其の當時の狀を叙して、  
「各省吏治之壞、至於閩而極、閩中吏治之壞、至於臺而極」といへるに徴して、之を知るべし。是に於て、徐宗幹は、善後の策として、文武和衷治事書を、時の總督に提出せり。其の書中に、

向來文武之和、々於外而不和於中、兵丁肆無忌憚、文員不敢過問、恐傷營員和氣、其意以縱容生事、該管將弁終不能自全、只可聽之、此文之於武、似和而非也、地方緊要之事、及民生休戚所關、武員漠不關心、以避干預之嫌、其意以爲、地方廢弛、與武營無干、只可聽之、此武之於文、似和而非也、積習已久、人之所謂同寅協和者、如是而已。

といへる如きは、其の情弊を盡したりといふべし。而して、一方には、此の情弊を去ると同時に、在官の有司をして、其の責任を重んずるに至らしむるを急務と

し、乃ち言へらく、

爲今之計、但有動官之良心、以冀通民之良心、不至官民爲仇而已、官窮死不要錢、則民屈死不怨官、其萬不能伸理者、民亦諒之、無可如何、苟有可以伸雪者、稍盡心力而爲之、不視之如犬馬、而民已戴之如父母。

之と同時に、當時最も困難を極めし、財政の整理に心力を盡し、が、乃ち請籌議備貯書に、現狀を描きて曰く、

履其地、而後知十年前之、不如二十年前也、五年前之、不如十年前也、一二年内之、不如五六年前也、其故安在、兩言以蔽之、曰銀日少、穀日多、銀何以日少、洋烟愈甚也、穀何以日多、洋米愈賤也、他那縣猶或可以補救、臺地居海中、既無去路、又無來路、他那縣不過曰穀賤傷農、與其穀貴、而有損於貧民、不如穀賤、而有損於富民、臺民則無業者十之七、皆仰食於富民、富民貧、貧民益貧、而官亦因之貧云々。

是に於てか、これが救濟の策として、内渡の米船と、外來の貨船とを多からしめ、以て外に生財の源を開き、其の流を通じて、源の自ら裕なるに至るの計を立て、

又禁烟公約の案を發して、耗銀の弊を未然に防がんとしたり、而して六年在任の期間、終に之を完成するに至らざりしも、其の治臺經綸の上に益する所多かりしは明かなり。後同治元年、福建巡撫に任じ、時の臺灣道丁曰健を扶けて、載萬生の亂を平ぐるに力ありき。

丁曰健

丁曰健

咸豐以來臺灣に於ける武備吏治の頽廢益甚しく、加ふるに匪亂内訌屢、四方に發じ、所謂匪徒肆無忌憚、由官不過問、々又無以服其心、寬猛皆失之、の狀ありき。同治元年に於ける、載萬生の亂は、其の隙に乗じて起れる大なるものにして、曩きの臺灣道たりし福建巡撫徐宗幹之を憂ひ、九月、特に丁曰健を挺でて臺灣道に推薦し、以て善後の籌謀に當らしめたり。亂平ぐの後、曰健の賞加二品頂戴、恭謝天恩摺中に、

臣惟有竭盡駑駘、益加奮勉、一切應辦善後事宜、實心講求、督飭所屬認真搜捕、一面移催署臺灣鎮、刻速策勵兵勇、會合各營務將、抗拒逆莊、尅日攻滅、在逃餘匪、悉數殲除、以冀除惡務盡、保安善良、仰酬高厚、生成於萬一。

といへるは、以て其の志を見るべし、而して曰健は、當時の情弊を自白すらく、

查臺灣孤懸海外、人情素稱浮動、（略）生齒日繁、生計日細、吏治營規廢弛更甚、士習壞、而商民驕、此次軍興、兩年蔓延、日久誘惑更多、賊氛方張、固不能不先行解散、以孤其勢、軍威既振、又不可不嚴加搜剿、以懲其餘、既不可稍涉株連、亦不得致留遺孽。

乃ち善後の策として、平臺懲言六條款を著せり、曰く、一、籌餉宜寬備也、二、生力軍宜速調也、三、賞罰宜嚴中也、四、行師宜間道出奇也、五、文武員弁宜慎選也、六、彰斗克復後、餘黨當嚴搜也、述ぶる所纒々千餘言、皆時弊に中らざるなし。

曰健、治臺必告録の著あり、これもと徐宗幹の任に臺灣に在るの、日前人の治臺に効を成し、及び臺事を論ずる名言碩畫を採輯し、益すに自ら治めし官書の昔萃を以てして、成れるものなり。同治の亂、曰健の命を奉じて、臺灣に至らんとするに臨み、宗幹は、授くるに此の稿本を以てせり、已にして五年、曰健疾を以て、任を辭して歸るや、宗幹已に沒せしを以て、其の生前知遇の厚かりしに感じ、宗幹

が未竟の緒を竟へんことを思ひ、補ふに、日健の在臺前後に於ける軍情摺報等を以てし、世に公にせしものにして、實に治臺の圭臬、平臺の方畧と爲すべきものなり。

沈葆楨

### 沈葆楨

清の咸豐中締結せる天津條約の結果は、臺灣の開港となり、爾來航海船舶の數を多からしめしと同時に、屢、險惡なる臺灣の近海に難破するものあり、而して當時清國政府の權力の及ばざりし東海岸に漂著せしものは、土蕃の劫殺に遇ひ、而かも清國政府の當局者は、其の善後の處理を爲さざりしより、終に同治十三年、我が征蕃の大舉あるに至れり、清國政府は、著しく此の一舉の爲に衝動せられ、軍機大臣たりし沈葆楨を、欽差辦理臺灣海防兼理各國事務大臣とし、以て海防の事宜を籌畫し、兼て我が撤兵の交渉に當らしめ、媾和成るの後、次で閩浙總督に任じ、臺灣に留りて、善後の方策を處理したり、而して當時葆楨の計畫せし臺政刷新は、行政の擴張、即ち巡撫の駐臺、府縣の増設等、開山撫蕃、兵備殊に邊防の擴張等は、其の重なるものにして、清朝時代に於ける臺灣維



沈葆楨の像

新史の先蹤者として、功績の著大なるを想ふべし。(清國政府の臺灣刷新 其の一參照)  
**劉銘傳** 光緒十年、清佛戦争の影響は益々臺灣の位置の要害なるを認めしめ、翌十一年、初めて一省を分立するや、最初の巡撫として任に膺り、夙に文明的なる進取の政策を實行するに銳意し、爲に保守的なる島民の反抗を招致し、在任六年、疾と稱して官を辭し、其の一大經綸を成功する能はざりしも、臺灣維新史上の中心としての芳績を没すべからざるなり。(清國政府の臺灣刷新 其の二參照)

### 五 清國の治下に於ける臺灣の行政沿革

清國の制度に據れば、地方行政の組織は、全國を分ちて省となし、省の下に府あり、府の下に縣あり、又省に直隸の州あり、府に分府即ち廳あり、總督を置きて、二省を統轄し、巡撫を置きて、一省の政務に任じ、巡撫の下に布政使を置き、財政に關する事務を掌らしめ、府に知府あり、縣に知縣あり、廳及び州に同知又は通判ありて、巡撫に隸し、地方行政に當るを定例とせり、其の他、巡撫の監督の下に、道

臺ありて、特殊なる地方行政を、掌理し、學政提督ありて、學問教育の施設に任ぜり。是等の地方行政機關が、如何に臺灣に實行せられしか、左に其の沿革の梗概を略説すべし。

### （一）文治行政沿革

康熙二十三年、清國の臺灣を版圖と爲すや、乃ち一府を設けて、臺灣府と爲し、之を福建省の下に隸せしめ、府下に縣を置き、後廳を置けり。故に當初臺灣に於ける文治行政の最高機關は、府治にして、福建巡撫之を管理せり。然るに、臺灣の地勢遠く支那の本土と海洋を隔て、且つ澎湖列島を兼屬し、平定日遠く、人心定まらざりしを以て、臺厦兵備道即ち道臺を置き、厦門及び臺灣に、毎半年交代して駐在し、臺灣に於ては、特に巡撫の任務を代理するの權能を有したりき。蓋し當時の時務は、臺灣内地の靖平を保つと共に、臺厦間の海患を掃蕩するに在りしが故に、一道臺をして、厦門、臺灣を兼轄するを便としたるに由る。而して別に海防同知を置き、海口の稽查を司らしめたり。康熙六十年、臺灣に於ける文恬武嬉

臺厦道

海防同知

巡臺御史

臺海道

の餘弊發して、朱一貴の大亂となり、殆ど全臺の淪没となりしより、大に臺政を刷新し、縣及び廳を増設して、専ら力を内治の統一に注ぎ、新に巡視臺灣觀察御史滿漢各一員を置き、一年毎に交代して、臺地を巡視し、其の行政を監督せしめ、（後、乾隆十七年、改めて三年に一次巡視する事とし、必しも留駐することを要せざる事とせり）雍正六年、臺厦道を改め、臺海道となし、專任臺海道臺を置けり。爾來同治の末年に至るまで、臺灣内地の擴開に従ひ、必要上廳縣の添設ありしも、大體の行政機關に於て、變遷なく、其の實は、行政の運施に於て、殆ど等閑に附せられしが、十三年、我が蕃地征討の舉ありしより、清國政府は、爲に大に刺衝を受け、此の年、臺地善後の計を爲さんには、當に漸く蕃境を開荒すべきなり、事經始に關するが故に、巡撫を移駐して責任を専らにし、以て永遠を経せんとの理由に依り、巡撫を臺灣に移駐するの議ありしも、行はれず、福建巡撫は、毎年夏秋二期、本省に在り、春冬二期、臺灣に分駐することとし、光緒元年、一府を改めて臺灣臺北の二府としたり。次で光緒十一年八月、清佛戰爭の結果として、益々臺灣の

地位を等閑にすべからざるを認め、獨立の一省とし、專任巡撫を置き、更に省下に臺南、臺灣、臺北の三府を設け、臺東を直隸州とし、臺灣の文治行政機關に一新を見るに至れり。

之を要するに臺灣に於ける文治行政機關は、三次の變遷を經過せり、即ち第一次の變遷は康熙三十三年、臺灣を一府として經營せし時期とし、第二次の變遷は、同治十三年、臺灣に巡撫の分駐するに至りし時期とし、第三期の變遷は、光緒十一年、臺灣を一省として統治せし時期とす。

(參照) 今清國の臺灣領有以來、我が國に割讓するに至るまで、二百十二年間に於ける政區の沿革を表示すれば、左の如し。

府	第一變遷	第二變遷	第三變遷
康熙二十三年	縣	府	府
雍正元年	廳	縣	廳
嘉慶十五年		廳	府
		府	縣
		廳	廳
		府	府
		縣	縣
		廳	廳
		府	府
		縣	縣
		廳	廳
		府	府
		縣	縣
		廳	廳
		府	府
		縣	縣
		廳	廳

府		灣			臺																						
諸羅縣		鳳山縣			臺灣縣																						
淡水縣	彰化縣	諸羅縣	鳳山縣	澎湖廳	臺灣縣	臺灣縣																					
噶瑪蘭廳	淡水縣	彰化縣	嘉義縣	鳳山縣	澎湖廳	臺灣縣																					
府		北		臺		府		灣		臺																	
宜蘭縣		淡水縣		新竹縣		卑南廳		澎湖廳		彰化縣		嘉義縣		鳳山縣		臺灣縣											
臺東直隸州		府		南		臺		府		灣		臺		府		北		臺									
恒春縣		鳳山縣		安平縣		埔里社廳(年十四)		澎湖廳		苗栗縣		雲林縣		彰化縣		臺灣縣		南雅縣(年二十)		基隆廳(年十四)		宜蘭縣		新竹縣		淡水縣	



附考

（第一變遷）

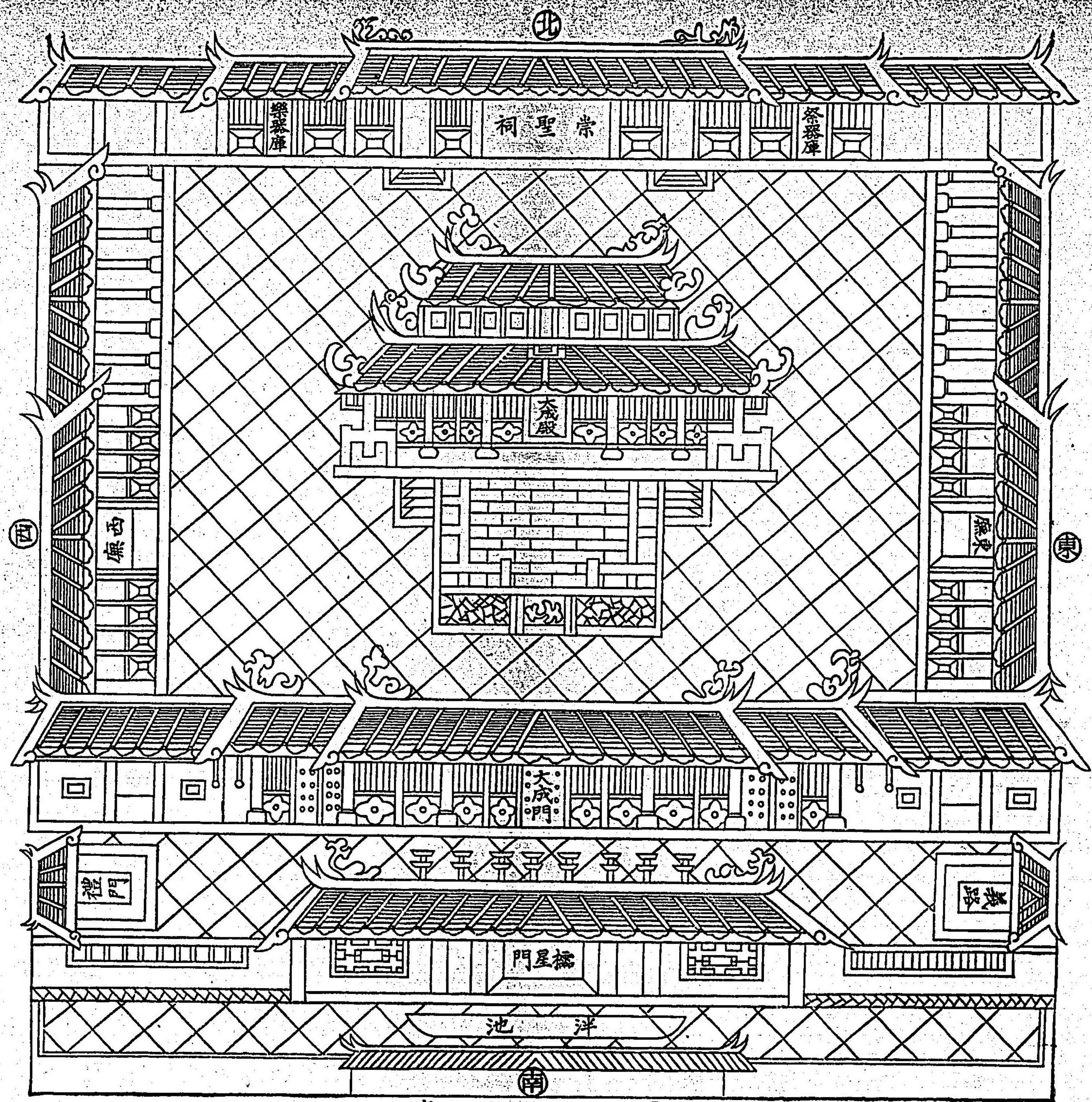
康熙二十三年、臺灣を福建省に屬し、一府を設け、臺灣府と云ひ三縣に分つ。曰く臺灣縣、南は二贊行溪を以て、鳳山縣界とし、北は新港溪を以て、諸羅縣界とし、澎湖島を隸す。曰く鳳山縣、南は沙馬磯頭（西南岬）に至り、北は二贊行溪を以て臺灣縣界とす。曰く諸羅縣、南は新港溪を以て臺灣界とし、北は雞籠に至る。雍正元年一縣二廳を増置す。曰く彰化縣、南は虎尾溪を以て、諸羅縣界とし、北は大甲溪を以て、淡水廳界とす。曰く淡水廳、南は大甲溪を以て、彰化縣界とし、北は雞籠に至る。曰く澎湖廳、同島一帯とす。而して更に曾文溪を以て臺灣、諸羅兩縣界と改む。乾隆五十三年、諸羅縣を改めて嘉義縣とし、嘉慶十五年、噶瑪蘭一帯の地、新たに版圖に入るを以て、噶瑪蘭廳を増設す。

（第二變遷）

同治十三年及び光緒元年、枋寮の率芒溪以南、即ち瑯瑤一帯の地を新たに版圖に入れ、恒春縣を置き、更に臺北の一府を新設し、三縣一廳に分つ。乃ち淡水廳の地を割き、大甲溪以北、中厝以南に至る間の一帯を新竹縣とし、中厝以北、臺北一帯の間を、淡水縣とし、噶瑪蘭廳を宜蘭縣とす。又臺東の地を新たに版圖に入れ、南牡丹灣を以て、恒春の縣界とし、北は新城に至るの間の一帯、卑南廳之を管す。

（第三變遷）

光緒十一年、従前の二府の他に、一府を新設し、臺灣府と云ひ、舊臺灣府を臺南府と改め、臺南府屬の臺灣縣を改めて、安平縣とし、臺灣府屬彰化縣の東北一帯の地域を割きて、臺灣縣を置き、且つ埔里社及び水沙連の新入版圖を隸せしめ、新竹縣の南部、大甲溪、北港、溪南一帯の地域を割きて、苗栗縣を置き、嘉義縣の北部、虎尾溪、北港、溪南一帯の地域を割きて、雲林縣を置き、臺東一帯を臺東直隸州とし、同十四年、雞籠一帯の地を基隆廳とし、三貂溪を以て宜蘭



學宮の圖

臺灣に於ける學政提督

府學照學

沿革志 第四章 割讓以前の臺灣 (其の三)  
 基隆の交界とし、埔里社の地に埔里社廳を新置し、同二十一年、淡水縣屬大嵙崁の地一帯を割きて、南雅縣を置けり。是に至りて、三府一州十縣四廳の行政區劃を爲すに至れり。

(二) 教育行政沿革

清國の官制に於て、學問教育及び考科の施設に任ずる學政提督の職務は、臺灣に於ては當初臺灣道之を兼ね、雍正五年、巡視臺灣觀察漢御史の兼ねに歸せり。乾隆十七年、臺灣道の兼ねに歸せり。學政提督の下に、府學縣學あり、府學に教授及び訓導あり、縣學に、教諭及び訓導あり、其の所掌の要目左の如し。

一、學宮即ち聖廟の司掌。

二、書院の監督。

三、生員即ち府縣學生の指導及び進退。

即ち以上の一二の要目より言へば、地方學政機關の幹部にして、三の要目より

學宮

言へば最高等教育機關の中心たりしなり。臺灣に於て初めて府學の設けられしは康熙二十四年にして、臺廈道周鼎濂臺灣知府蔣毓英の鄭氏の居址に因りて建つる所とし、而して之と同時に及び廳縣の添設せらるゝ毎に必ず廳縣の學を設けり。

考科

學宮即ち聖廟は元來儒學を以て教育の淵源とする。支那に於て之を以て教育系統の中心とする所にして、臺灣に於ても府縣治の下必ず學宮の設けあり。毎年春秋二回、仲月上丁の日を以て、釋奠の儀を行ふを定例とせり。考科即ち學位試験も亦支那の教育の究竟目的とする所にして、四種の別あり。曰く歲科即ち秀才を進取する試験、曰く鄉試即ち舉人を進取する試験、曰く會試(即ち舉人の貢士に施す、北京の正院に於て試験)、曰く殿試即ち進士を進取する試験、これなり。臺灣に於ては府治たりし時に在りては、歲科を行ふに止め、鄉試は福建省會の地に赴き受くるの例なりしが、元來舉人の數に定額あるを以て、少數なる臺灣の應試者を多數なる福建全省の應試者と一體にせば、或は及第者を出さ

ざること無きを保せず、而して清國領臺の初に於ては、先正の材を造るを要せしより、康熙二十六年、陸路提督張雲翼の疏請により、臺士の郷試は、別に字號を編し、特に舉人一名を取り、後來應試者の多きを俟ちて、撤裁することゝせり。三十六年、總督郭世隆、此の特別制度を撤裁し、福建全省と一體に中を取ることゝ奏請し、報可せられしが、爾後臺士の及第を缺き、郷試に應ずる者、益少かりしより、雍正七年、巡臺御史夏之芳、奏して准され、乃ち舊に仍りて、別に字號を編し、中一名とせり。十三年、臺灣道張嗣昌の請により、舉人の定額に一名を加へて、二人とし、嘉慶十一年、海寇の臺灣を犯し、時、紳士多く義兵を募りて、捍禦せしかば、翌年、道臺趙三元の臺灣を巡視するや、此の急公好義の狀を聞き、總督阿林保に建言し、十五年三名を以て、定額とすることゝなれり。道光八年、總督孫爾準、臺士郭開榮等の請に因り、更に舉人の定額を加へんことを奏請せしに、別に字號を編し、臺灣に在る粵籍の士、廣東省の移住人一名を取ることゝし、通じて四名となれり。次て臺灣の一省となるや、郷試は之を臺灣に行へり。

科擧の弊

（參照）從來支那に於ける考科には、一種の弊風行はれたり、即ち應試者の官吏に賄賂して枉げて及第を得、又は他人をして代作せしめ、詐り合格する等、是にして、臺灣に於ても、此の弊風の甚しかりしことは、道光中の臺灣道徐宗幹の福建巡撫に致し、書中、左の如く言ひしに徴して、其の一斑を知るべし。前於考童時、實力稽察、就場中、掣獲頂冒、鎗手一名、自稱童生、實係慣作、訟師之生員、申通、康保空名入場、向來即於場內、講買賣、習以爲常、即教官、康保亦恬不爲恠、當發提調官、柳號示衆、合郡生童爲之大快、若即予寬釋、不但無以儆將來、且恐胥吏人等、亦難保無同謀、別情、是以考畢、仍發臺灣縣、收禁、勒提康保及本童、分別嚴訊、革究、擬辦、或謂於讀書人、當不爲已甚、然非如此、無以成全、讀書人也。

藍鼎元の  
學政意見

康熙六十年、朱一貴の亂後、治臺經理の局に當りし藍鼎元、當時學を興し、教を設くるの要を論じて曰く、

臺灣の患、又富にあらずして、教に在り、學校を興し、師儒を重んじ、郡邑より以

て鄉村に至るまで多く義學を設け品行ある者を延きて師となし、期望には、聖諭十六條を宣講し、多方開導家ごとく諭し、戸ごとく曉し、孝弟忠信禮義廉恥の八字を以て士習民風を轉移するは、今日の急務なり。

是より先き、風教を教くし、民俗を正しくするを期するが爲に、清國皇帝は、康熙九年、聖諭十六條を頒ち、次て雍正元年、聖諭廣訓十六章を定め、各省の府縣に頒行し、生童をして誦讀せしめ、毎月朔望の二期、地方官は、各地街庄の公所に於て、逐條宣講し、一般民人をして聽聞せしむることゝなれども、臺灣に於ては、同十一年以來、府縣治の下、其他大邑、盛市の外には、實行せられざりしが、其の後、漸く各地に厲行せられ、殊に道光中の臺灣道徐宗幹の如き、治臺の要諦として、大に之を奨勵せり。

（參照）聖諭十六條は、猶ほ清國に於ける教育勅語とも云ふべきものにして、其の條目左の如し。

敦孝弟以重人倫。

篤宗族以昭雍睦。

和鄉黨以息爭訟。

重農桑以足衣食。

尚節儉以惜財用。

隆學校以端士習。

黜異端以崇正學。

講法律以儆愚頑。

明禮讓以厚風俗。

務本業以定民志。

訓子弟以禁非爲。

息誣告以全善良。

完錢糧以省催科。

誠匪逃以免株連。

聯保甲以弭盜賊。

解營忿以重身命。

斯くの如く、臺灣に於ける教育は、亦支那本土に於けると同じく、全く慕古的、教育に失し、爲に時務に通ずるの人士を養成するの途を缺きしが、光緒十二年、巡撫劉銘傳の、臺政刷新の手段として、大に世界文明の長所を臺灣に集中せんとするや、亦之を教育の上に應用し、西學堂を臺北城内に設け、英國人ハテチン、丁抹人マウリンの二名、及び嘗て外國に留學せる清人を聘して、教師となし、主として外國語を教授し、且つ高等普通の學科を兼ね授くるの機關となせり、而

巡撫劉銘傳の臺政刷新

して十七年邵友濂の代りて巡撫に任ずるや、諸般の計畫を縮小せしと同時に、之を撤裁し、再び教育機關の擴張を沮止するに至れり。

### （三）海防機關

臺灣に於ては、初め臺厦兵備道を置き、主として臺灣厦門間の海患を掃蕩するに力め、且つ其の監督の下に、海防同知といへる特別機關を設けたり、蓋し當時清國政府の臺灣に對する政策は、一に消極的に傾き、海外孤懸の地、奸宄逋逃の藪となり易し、故に廣く地を開き、民を聚むべからずと云ふにありしを以て、一方には、支那本土よりの渡航に制限を加へ、（臺灣に於ける支那の移殖を参照）之と同時に、康熙二十四年海防同知を置き、臺灣府城今の臺南、及び西方海口なる鹿耳門に於て、其の地に駐留する水師汛と協辦して、出入船舶の査察に任せしめたり。（支那本土に同機關を置き、臺灣に在るを臺防同知といへり）今其の任務の概要を記すれば、左の如し。

- 一、凡そ船舶の出洋、即ち臺灣より支那本土に、及び支那本土より臺灣に航せんには、先づ其の地方官に稟請して、船體（深頭長短廣）の検査を受け、官准の

海防同知の職程

烙印を得、次に該船舶の舵工、水手の員數、年齡、容員、並に搭載する貨物の種類、數量等を記し、且つ其の隣保の身分保證書を添へ、本土に在りては、泉防廳に、臺灣に在りては、臺防廳に出願し、照票渡航免狀を下附せられざるべからず。

二、支那本土と臺灣との間を航する船舶は、本土に在りては、厦門、臺灣に在りては、鹿耳門に限りて、出入を准され、出入共に照票を海防廳に示して、嚴重の検査を受け、驗號即ち検査済の票を掛けられざるべからず、而して船中若し、官准以外の搭載物あり、或は潜渡者を便乗せしめ、禁制品を積み入る等の所爲あるものは、船主を罰し、及び當該官吏に對し、失察の處分を爲したり。

三、臺灣より支那本土に航する船舶は、食米六十石以上を積載し、及び竹材を輸出するを禁ぜり、竹材の輸出を禁ぜしは、竹筏を造り、海賊の用に供するを虞るが爲めなり、支那本土より、臺灣に航する船舶は、新たに家族を携帶

して、移住せんとする者（後に其の制限に一張一地あり、臺及び鐵器を輸入するを禁ぜり、鐵器の輸入を禁ぜしは、兵器の私造を防ぐが爲めなり）

四、臺灣沿革の各港に航する船舶は、臺灣の船舶に限り、且つ其の各港に於て、

出入共に當該官吏の検査を受けざるべからず。

五、支那本土より臺灣に入り、臺灣より支那本土に出で、及び臺灣の各港に出

入する船舶は、毎回一定の課税を納めざるべからず、而して該税は、文口武

口の二種あり、文口は臺灣道、武口は水師の收入に歸せり。

而して爾來支那本土と臺灣との交通貿易益々頻繁なるに隨ひ、往々其の禁を犯して、他港より私越偷渡するものあり、一の海防廳を以て、十分なる查察の功を奏すべからざるのみならず、臺灣に於ける移民の増加は、住地の擴開と爲り、其の大半の生活上の需用物は、之を支那本土に仰ぎ、又古來臺灣は支那内地の倉儲と稱せられ、大約給米を臺灣に取りしより、此の兩者の接濟を責くべき、船舶往來の發達は、勢制止すべからざるの狀ありき、乾隆四十九年時の福建陸路提

海防機關  
の擴張

督は、此に慮る所あり、更に彰化縣下の鹿港を開くの議を建てたり、其の要旨に曰く、

奴才上年、福建陸路提督を兼署し、力を極めて、偷渡人犯を距緝せしに、其の廈門より拏獲する者は、人に乏しからずと雖も、而も泉州の蚶江口より偷渡するを盤獲する者、二十餘犯あり、奴才臺地と體訪し、海面を往來するに、其の南路臺灣、鳳山等の屬は、鹿耳門より出洋し、廈門に進口するを正道とす、北路諸羅、彰化等の屬に至りては、鹿港より出洋し、蚶江一帶に進口するを較、便易と爲す、是を以て、臺地北路の商販は、便を貪り、利を取り、即ち多くは、これより偷渡す、奴才の愚見を以てするに、鹿港蚶江口の一帯に於て、廈門、鹿耳門の例に照し、專員を設立して、管轄稽查するに如かず、民をして自ら便ならしむれば、民禁を犯さずして、奸胥も亦能く弊を滋くすること無けん云々。

此の議は乃ち採用せられ、同年、支那本土に在りては、蚶江、臺灣にありては、鹿港を開き、これより先き、乾隆三十一年、理番施設の爲に、鹿港に設けし、北路理番同

知をして之を兼掌せしめたり。是に至り、臺灣に於ける海防機關は、南路北路の二となれり。

已にして、臺灣北部の擴開は、更に其の機關の増加を促し、乾隆五十三年、三たび淡水廳下の八里坌口滬尾の對岸なる淡水河口を開き、福州の五虎門及び蚶江との往來を准し、北路海防同知の監督の下に、八里坌巡檢及び水師汛、これが掌理に當れり。

海防機關の弊情

（臺照）蓋し海防機關は、法制上には斯くの如く整備せしも、其の實は、厲行を失ひしもの、如く、康熙の末年、藍鼎元の時の巡臺御史に致し、治臺事宜中、左の如く言へるに見るも、其の弊情を知るべし。

商船の臺灣に出入する、俱に掛驗の陋規あり、此の弊、宜しく之を剔除すべし。府に在りては、同知の家人書吏掛號し、例錢六百、鹿耳門に在りては、巡檢掛號し、例錢六百、而して驗船の禮は、此の數に在らず。若し船中禁物を載有すれば、數十金を需索する、等しからず。査するに、六百錢の弊は、屢、上憲の禁

革を経たるも、陽に奉じ、陰に違へり。蓋し船戶は、其の留難を畏れ、敢て故に從はずんば、あらば、重洋駕駛、全く天時に乘ず。若し霽靜に行かずんば、越日即ち行くべからず。或は半途風に遭へば、事を失ふに至り、之を毫釐に差へば、謬るに千里を以てす。敢て六百錢を愛まんや、六百は微なりと雖も、止一處に非ず。船戶險を履み、遠に涉り、性命を以て、錙銖に易ふ、宜しく之に體恤を加ふべきに似たり。臺船毎歳の出入數千、統べて之を計るに、金以て數千兩なり、一念留心、民間の爲に數千兩を節省するは、小事に非ず。

降りて、咸豐の頃に及びては、獨り支那本土のみならず、歐米の船舶、東洋に往來するもの、益、多く、元年（西曆一千八百五十一年）には、歐洲の商船、始めて淡水及び基隆の二港に來りて、貿易するあり。駐在の清國官吏は、清國船舶の例に照して、徵稅し、之を默許し、同八年（一千八百五十八年）及び其の翌年に、英國マッパルチンマ、セソンン會社及びデント會社は、臺灣に在る清國官吏と特約し、樟腦の輸出を爲したり、而してこれ等は、其の徵稅の收入を、自ら利とせし官吏の所得の爲に、



國法を無視するに至りて、顧みざりしなり。

咸豐八年の訂結に於ける、英佛二國との天津條約は、二年の後、批准交換せられ、即ち十年（西曆一千八百六十年）には、清英天津條約第十一條、及び清佛天津條約第十六條に依り、安平港、鹿耳門の南を開き、清佛條約第十六條に依り、淡水港を開き、同治二年（一千八百六十三年）には、地方税關規則に依り、安平の附屬港として打狗を、及び淡水の附屬港として基隆港を開き、爾來他の締盟各國は、最惠國條款に因りて、前者と其の利益を均霑するに至り、乃ちこれが結果として、此等四港に税關を設け、同治元年淡水に、二年基隆に、三年安平、打狗に、各、税務司を置き、從來の海防同知之他に、一機關を添へたり、其の後十一年六月、基隆地方に於て、石炭の開掘ありしより、煤務を掌理する爲め、更に海防同知を置きしが、光緒元年に及び、既に臺灣渡航の禁を解きたる結果、亦此等の海防機關を撤裁せり。

#### （四）理蕃機關

臺灣に於ける固有土蕃を處理する爲に、初め特設機關なく、地方官をして、管掌

臺灣の税務司

理蕃

せしめたりしが、爾來臺灣の地方漸く拓殖の區域を擴むるに隨ひ、支那人の禁を犯して、生蕃の地域に入るものあり、生蕃も亦、近界の村落に出て、良民を殺害するあり、又、隣附熟蕃に至りては、支那人と接境錯處し、屢、兩者の間に事端を滋生せしより、乾隆三十一年、時の臺灣道は、理蕃同知を設くるの奏疏を爲せり、其の要旨に曰く、

臺灣、孤懸海外、爲七省之藩籬、民蕃雜處、其生蕃、潛居大山、祇須防範嚴密、自不慮頻出滋事、至熟蕃、則與民人錯居、村莊數十年來、頗知畏法恭順、乃日久弊生、不法漢奸、鑽謀入社、侵漁肥己、致令蕃社之地、土俱爲漢人佔去、蕃衆不知流離何所、難免逃入山內、仍作生蕃之事實、爲臺地隱患、不得不早爲思慮、豫防之計、伏思、廣東、刪排、瑤人、與臺灣熟蕃無異、向設有理蕃同知專管、今臺灣熟蕃、戶口衆多、與粵東、瑤人事同一例、應將淡水彰化諸羅二縣所屬蕃社、設立理蕃同知一員、凡有民蕃交涉事件、悉歸該同知管理、定例以後、奸棍豪強、購典蕃地者、概令清理歸蕃、如有牽手蕃婦、佔居蕃社棍徒、立即拏究逐出、不肖官吏、如有派累蕃社、採買及需索供

應等事該同知查實立即通詳請參倘敢狗隱察出一併參處仍責令官吏清查番界防禦生蕃於海外邊疆大有裨益

是に於て十一月南北兩路に理蕃同知を特設することとし北路に於ては專任同知（後海防同知兼辦）を彰化縣の鹿港に置き南路に於ては臺灣府に在る海防同知の事務簡少なりしを以て之を兼管せしめたり次て嘉慶十五年噶瑪蘭の蕃地を開きて廳を設くるや其の地の隔絶するが爲め特に通判をして民蕃の政務を總管せしめたり

同治十三年開山撫蕃の議を決行し且つ支那人の移殖を獎勵するや當時海防機關の施設は既に必要を認めず且つ西部に於ける熟蕃の如き馴化日久しく全く支那人と同じく普通行政の下に統ぶるの適當なることを認めしより翌光緒元年に至りて之を撤裁し南路海防同知兼理蕃同知を臺東の卑南に移して卑南同知とし以て臺東一帶の民蕃に關する政務を管掌せしめ其の下に撫墾委員を置きて撫墾墾地の事を處理せしめ又北路理蕃同知を埔里社に移し

撫墾委員

撫墾局

中路撫民理蕃同知（光緒十四年埔里社通判に改む）とし基隆海防同知を北路撫民理蕃同知（光緒十四年基隆通判に改む）とし及び噶瑪蘭の理蕃は宜蘭知縣瑯嶼の理蕃は恒春知縣之を管掌せり

光緒十二年巡撫劉銘傳は臺に臺東に施設せる撫墾委員の組織を擴張して撫墾局を設け總局及び分局を全島各所の蕃界に置き總辦會辦をして其の事務を掌理せしめたり

（參照）當時以後に設置せられし撫墾に關する總局及び分局の位置は左の如し

- 雙溪(扁尺)分局
- 三角湧分局
- 大崙寮總局
- 咸菜甕分局
- 五指山分局
- 田尾(南庄)分局

大湖分局

馬鞍龍分局（十四年廢止）

大茅埔分局

水長流分局

北港溪分局

東勢角總局

林圯埔撫墾局

蕃薯寮撫墾局（後隘寮に移す）

枋寮撫墾局

恒春撫墾局

叭哩沙（宜蘭）總局

阿里史分局  
蘇澳分局

卑南總局

秀姑巒分局  
花蓮港分局

（附）臺灣の修志事業

臺灣府志の序に曰く、地之有志、自漢班孟堅始、蓋將舉天文地理人事之屬、而備具焉、猶歎重矣、故必有良史之筆、爲紀事之書、庶幾博綜該洽、而無憾焉、古來支那に於ては、此の趣旨に依り、各代修志の舉あらざるなく、清朝に及びても、亦舊蹟に則り、大清一統志を初とし、各省に通志あり、各府州廳縣に各、其の志あらざるはな、く、之を以て、行政施設の一項目とし、地方衙門に於ける禮房は、實に其の掌理の局なりき、臺灣に於ても、康熙以來、同治に至る間に於て、各、修志の舉あり、總裁、協裁、纂輯、協輯、同輯、分輯、校對等の職を分ち置きて、これに任せしめられたり、而して我が領有以前に於て、已に成志として存せしもの、左表の如くなりき。

臺灣府志	書名	種目	卷數	著者	及び	年次
	初輯	十卷	康熙三十三年	高拱乾	等輯	
	重修	二十卷	乾隆六年	劉良璧	等輯	
	續修	二十五卷	同十一年	六十七	范咸	等輯
	新修	二十六卷	同二十九年	平	覺羅四明、余文儀	等輯

臺灣縣志	初輯	十卷	康熙六十年王禮等輯
	重修	八卷	乾隆十七年魯鼎梅等輯 嘉慶十二年薛志亮等輯
鳳山縣志	初輯	十二卷	康熙五十八年李丕煜等輯
	重修	十二卷	乾隆二十九年王瑛曾等輯
諸羅縣志		十二卷	雍正二年周鍾瑄等輯
彰化縣志		十二卷	道光十二年李廷璧等輯
噶瑪蘭廳志		八卷	道光十九年薩廉同卜年等輯
淡水廳志		八卷	同治九年陳培桂等輯

其の他康熙五十三年四年の間、ゼムネ、ト教の宣教師ゾマイラ及びレキス・ホンデルの三名に依頼して臺灣西部の陸地測量を爲し、其の經緯度を定めしめ、且つ之に據りて、臺灣の地圖を調製せり、之を清國に於ける臺灣地圖の成りし始とす。

而して光緒元年以來臺灣刷新の結果として、一省の建置となり、三府の分設、州廳縣の増設となり、且つ以上已成の諸志中には、數十年前の纂輯に係り、宜しく修訂を加ふべくして、未だ爾かせざるものあり、殊に一省として、通志を要するものあるも、未だ之を成すに至らざりしが、光緒十八年六月、臺北知府陳文驥、淡水知縣葉意深等、建議して、局を設け、通志を纂修するの必要を陳べ、其の章程六事を稟せしに、巡撫邵友濂、其の議を納れ、唐景崧、顧肇熙の二人を以て、臺灣通志局監督とし、陳文驥を同局提調とし、葉意深を幫提調とし、閏六月十日、各府縣に行知し、更に十月二日、左の通行を爲せり。

欽命臺灣布政使霍加春、巴圖魯唐

爲通行事、查臺灣郡縣、舊有志書、

迄今已逾百年、事實急宜續纂、且大都殘失、完本難求、至改設添建之郡州廳縣、更未議及修志、將來省志難成、而各屬無志、終留缺憾、貽誦後人、查臺灣建省以來、規模大備、及是時、鯨波不作、徵文考獻於海防吏治、正相成而不相妨、所望賢有司、文系風流、潤色窮島、現在通行采訪、即可爲各廳縣修志、張本努力、爲之事半功倍、應

縣有志、則府志易於輯辦、不難接踵成書、幸勿視為不急之務、厭怠徘徊、本司將於此、視各牧令之志、量焉、合行通飭、爲此札、仰該縣官吏、即遵照將修志事宜、籌度開辦、具報查考、毋違此札。

爾來各廳縣、總辦幫辦等、修史の官を置き、以て志料を采访せしめ、二十一年には、各廳縣に於ける志稿、過半成を告げ、之を總局に進達せしもの多く、通志亦稿を成し、が時宛も下、關係約締結の結果として、臺灣に於ける主權の變更となが、圖らず、全島の騒亂を來し、より、平和の授受を了するを得ず、隨て此等の志稿の如きも、兵馬倥偬の間に散佚し、僅かに一二の廳縣志稿を存せし外には、亦見るべからざるに至れり、當時これが爲め、國庫の支出約十萬七千八百八十圓に上りきといふ。

### 六 清國政府の理蕃施設

#### (一) 熟蕃に對する理蕃施設

土蕃割據の情形

何喬遠の閩書に曰く、東蕃夷、不知所自、始居斷續千餘里、種類甚繁、是れ實に清國領臺の初に於ける、土蕃割據の情形なり、乃ち當時全臺到る所、皆咸く土蕃の占居に屬し、今の西部一帶の平原の如きも、亦其の分布區域なりき、而して中には、蘭人、鄭氏の時、既に撫に就き、化に歸せしもの無きにあらざりしも、其の數十の一二に過ぎずして、他は未化の蕃族なりき、初め清國政府は、臺灣の領有すらも、之を躊躇し、漸く水師提督施琅の利弊を陳ずるにより、收めて版圖と爲し、に過ぎざれば、積極的なる土蕃化育の手段を實行するに至らざりしも、既附の土蕃は、益、之を撫順し、尙ほ支那の不逞の徒の蕃地に入りて、土蕃と結託し、治安に害あるを致すを防ぐが爲に、漸を以て未化土蕃を招撫するの方針を立て、康熙二十三年、臺灣知府蔣毓英の如きは、井里蕭條、哀鴻未だ復せざるの時に際り、效原を躬歴し、荆を披き、棘を伐り、縣域を經界し、流亡を招集すると同時に、既化土蕃を安撫して、治下に歸せしめたり。

熟蕃及び生蕃

(參照) 臺灣の土蕃に二種の稱呼を附し、生蕃熟蕃といひしは、此の頃に始ま

れるものにして、其の偏陬に深居し、未だ教化に服せざる者を、生蕃と爲し、其の近地に雜居し、法に遵ひ、役に服する者を熟蕃と爲せり。

爾來理蕃の施設漸く歩を進め、康熙五十四年、時の閩浙總督覺羅滿保の「題報生蕃歸化疏」によれば、

自入版圖以來、所有鳳山縣之熟蕃力々等十二社、諸羅縣之熟蕃蕭壩等三十四社、數十年仰邀聖澤、俱各安民物阜、俗易風移、其餘南北二路生蕃、自古僻處山谷、聲教未通、近見內附、熟蕃賦薄徭輕、飽食煖衣、優游聖世、耕鑿自安、各社生蕃亦莫不歡欣鼓舞、願附編氓、今臺灣鎮道詳報、南路生蕃山猪毛等十社、北路生蕃岸裏等五社、俱傾心向化、願同熟蕃一體內附等由、云々。

といへり、而して是等の熟蕃は、俱皆供辦車輛、策應兵役、以及差徭絡繹、走遞公文、勞苦較臺民十倍の状ありき、然るに一方には支那人の移殖を臺灣に企つる者、日に月に繁く、或は蕃地を竊耕佔侵し、或は蕃民を凌虐苦累する等、一ならずりしより、時の當局者は、夙にこれが救済遏抑に力を致し、康熙五十年間の諸羅知

理蕃施設の發端

縣周鍾瑄の總督に上書せし意見の中に、

自比年以來流亡日集、以有定之疆土、處日益之流民、累月經年、日事侵削、向爲蕃民鹿場麻地、今爲業戶墾墾、或爲流寓佔耕、蕃民世守之業、竟不能存、十一于千百、土番膏血有幾、雖欲不窮得乎、今一切陋弊革盡無餘、以蘇蕃黎之苦。

といへる如き、其の著しきものなり、次て雍正五年、巡臺御史尹秦、臺灣田糧利弊疏を上り、民蕃の界域を劃定し、大社には水陸地五百甲、中社には水陸地四百甲、小社には水陸地三百甲を留給し、以て熟蕃の耕種收穫の所となし、其の支那人の侵削を被るが爲に、業を失ひ山に退き、漸くにして生蕃に變ずるを免れしめたり、乾隆二年に及び、熟蕃より徵する所の餉額を裁減するの上諭あり、曰く、開臺地蕃黎有毎年輸納之項、名曰蕃餉、按丁徵收有多至二兩一兩有餘、及五六錢不等者、朕思民蕃皆吾赤子、原無岐視、所輸蕃餉、即百姓之丁銀也、著照民丁之例、每丁徵銀二錢、其餘悉行裁減、該督撫可轉飭地方官、出示曉諭、實力奉行、務令蕃民均沾實惠。

此の時に方り、熟蕃の數大小九十三社と稱し、南は鳳山縣の東港附近より、北は淡水廳の三貂地方に及び、西部平原一帯の土蕃は既に悉く歸附したり、而して支那人の蕃地を侵し、蕃人を虐ぐることを益、甚しかりし事は、蕃俗雜記に記する所の左の一節を見て之を知るべし。

社蕃は、漢語に通ぜざれば、納餉辦差皆通事ありて、これが承理を爲す、而して奸棍は、蕃を以て欺くべしと爲し、其の所有を視ること、己の物に異ならず、事に藉りて、開銷廢削し、厭ふなく、男婦孩稱を呼びて、役に供すること、眞に奴隸の如く、甚しきは略賣するに至り、或は蕃女を納れて、妻妾と爲し、以て蕃民をして、老ゆるも妻なからしめ、戸口日に衰微に就くに至る。

理蕃施設の履行

是に於て、理蕃施設の急務として、左の事項を履行するの必要なるを認めしめたり。

- 一 支那人の蕃地佔侵を嚴禁する事。
- 二 土蕃教化の學校を設けて、其の智徳を啓培する事。

仔敷田頭社ツカン



歸附土蕃初期の衣冠を穿ぐる圖

附老苗田頭社ツカン

三、土蕃をして清俗に改めしめ兼ねて支那語に通せしむる事。  
四、支那人の蕃婦を娶るを許さざる事。

乃ち雍正十二年臺灣道張嗣昌の建議により、南北路に通じて、土蕃社學五十所を設け、以て蕃童を教育し、(支那人の蕃)乾隆二年、巡臺御史白起圖の奏明により、支那人は蕃女を娶るを得ず、蕃女も支那人に嫁するを得ず、若し違ふ者は、即ち離異を行ひ、且つ刑罰を加ふる旨を布告し、乾隆四年、總督郝玉麟の奏疏により、爾今永く民人の蕃界に侵入し、蕃業を賤賈するを准さず、地方官は、蕃社土官を督し、界を劃して、石を立て、界限の土名を刊明し、永久に垂るべき旨、上諭あり、次で乾隆二十三年、諭令して、雜髮蕃婦、以て清俗に倣ひ、且つ淡風の姓を稱せしめたり。

(參照) 當時熟蕃に稱せしめし姓は、概ね、潘なるも、其の他陳、李、王、蠻、林等も亦少からずといふ。

以上の施設は、單に地方官をして監督せしむるに過ぎざりしより、殆ど名あり



て實なきの姿を爲し、かば乾隆三十一年十一月、特別なる理蕃政廳を置くの必要を認め、全臺を南北兩路に分ち、北路理蕃同知を彰化の鹿港に置き、北路七十二番社を統轄せしめ、又臺灣府に在る臺防同知をして、南路理蕃の事務を兼ね、二十一社を統轄せしめたり。

これが結果として、熟蕃の徳化に涵濡する者益多く、乾隆五十一年、林爽文の亂を作し、時の如き、南北路の熟蕃皆出て清軍に應じ、鏢鎗竹箭を以て、賊黨を撃破捍禦し、大に功あり、五十三年、亂平ぐの後、大學士福康安は、支那の四川屯練兵丁の例に倣ひ、熟蕃を以て屯兵と爲し、屯を設けて、駐留せしめ、荒埔田地を給與し、屯田と爲し、自耕資久の計を爲さしめんことを奏明し、五十五年、總督伍拉納、巡撫徐嗣曾、即ち奏准を経て、南北兩路を通じ、社地の遠近と、蕃丁の多寡とを按じ、大小十二屯(大屯四、小屯八)の制を立てたり。

### (二) 生蕃に對する理蕃施設

清國政府の未化土蕃、殊に山深谷幽の間に潜居し、其の異族を殺し、頭顱を獻す

るの多少を以て、勇健の高下を卜する風ある土蕃に對する方策は、初め實に消極的手段に出で、界を限り、石を立て、出入を禁じ、交渉を絶つの外なかりしもの、如く、僅かに通事をして、山に入りて生蕃と貿易し、且つ之を馴致して、漸次撫に就くに至るの豫備を爲さしめ、仍ほ頑兇馴らし難く、或は山に入るの通事を殺し、或は山を出でて、良民を害するものあれば、時に兵を擧げて討伐し、威畏して歸附せしむること、せり、康熙六十年、朱一貴の亂後、餘匪出沒平日なきに乗じ、生蕃も亦出でて殺害を縱にするや、當時蕃界に土牆を築き、深壑を鑿ち、全く之を化外に放棄せんとするの議あり、時の有司の抗議によりて中止せしが、乾隆五十三年、更に蕃界に隘を設けて、蕃害を防禦するの機關と爲せり。然るに支那人の移殖日に多きに隨ひ、往々禁を犯して、此の未化の蕃界に侵入し、不逞を肆にするもの多かりしより、朝野の有志によりて、開山撫蕃の議を建てらるゝもの多かりしも、清國政府は、固く鎖山の方針を執りたりしが、嘉慶初年の頃には、禁墾の名ありて、其の實なきの姿を爲し、殊に同治年間に及び、此の

蕃地の放棄によりて、外國との交渉事件を醸し、より初めて方針を一變して、開山撫蕃の施設に着手するに至り、光緒元年、閩浙總督沈葆楨は、大に臺東の蕃地を開き、南路理蕃同知(即ち臺防同知)を卑南に移して、卑南同知とし、且つ撫墾委員を特設し、又北路理蕃同知を埔里社の蕃界に移し、中路撫民理蕃同知とし、基隆海防同知をして、北路撫民理蕃同知を兼ねしめ、以て中央の山地を拓くの置礎と爲し、次で十一年以來、巡撫劉銘傳は、非常の英斷を以て、屢、中央山地の生蕃を征討するの軍を擧げ、威武を以て之を服せしめんとして、其の目的を達する能はず、時には兵勇の半を失ひ、全く失敗を以て軍を退けしより、更に方針を一變し、専ら撫して之を順にせんと、手段を執り、曩に沈葆楨の臺東に實行したりし、撫墾委員の施設を擴張し、撫墾局を全島各處の蕃界に設置したり、而して其の目的は、左の數項の要旨を實行せんとするに在りき。

一、未化の蕃地を墾拓するは、當今治臺急務の一なり。

二、未化の蕃地を墾拓せんには、先づ土蕃の撫育を完くせざるべからず。

三、未化の土蕃を撫育せんには、恩威並び行はれて、其の權衡を失はざるを要す。

四、蕃童を教育するは、撫蕃施設上、必要なる急務の一なり。

五、蕃人に授産の道を教ふるは、撫蕃施設上、必要なる急務の一なり。

六、狡猾なる支那人の妄に蕃地を侵し、土蕃と衅を啓くは、撫墾上の障礙なり。

故に嚴に法を設けて、これを限制監督せざるべからず。

而して其の結果、一時は其成績を見るの緒に就かんとして、忽ち治臺政策縮小の影響を受け、撫墾局の如きは、殆ど有名無實に歸するに終れり。

征蕃年表

(參照) 征蕃年表

康熙三十八年……三月、北路參將、吞霄社、蕃(新竹方面)を征討す。

同 年……五月、北投社、蕃(臺北方面)吞霄社に通じて亂を謀り、次で平ぐ。

同 六十年……阿里山及び水沙連各社、蕃(嘉義、雲林方面)亂をなし、翌年、諸羅知縣、多方招徠して撫に就く。

- 雍正 四年……四月、水沙連蕃民を殺し、北路參將之を討平す。
- 同 七年……二月、水師遊擊山猪毛社蕃鳳山方面を討伐す。
- 同 九年……陸路提督大甲社蕃新竹方面を討平す。
- 同 十三年……十月、南路副將眉加獵社蕃鳳山方面を討つ。
- 光緒 元年……三月、淮軍内外獅頭社蕃鳳山方面を討平す。
- 同 二年……陸路提督太魯閣蕃臺東方面を征す。
- 同 四年……加利宛蕃及び阿眉蕃共に臺東方面初次で反し、次で平ぐ。
- 同 六年……七月、水沙連蕃反し、次で平ぐ。
- 同 七年……六月、臺東の平埔蕃反し、次で平ぐ。
- 同 十年……率芒社蕃(恒春方面)を討つ。
- 同 年……四月、棟字軍、東勢角方面の北勢蕃社を伐つ。
- 同 十一年……九月、銘字軍、屈尺方面の蕃地を討伐す。
- 同 十二年……正月、臺灣巡撫、大崙崙方面の蕃地を討伐す。

- 同 年……九月、臺灣巡撫、大崙崙方面の蕃地を討伐す。
- 同 十三年……八月、棟字軍、東勢角方面の南勢蕃社を討伐す。
- 同 十四年……八月、呂家望社蕃臺東方面を征す。
- 同 十五年……十一月、大崙崙方面の蕃地を征す。
- 同 十六年……正月、臺灣巡撫、老狗社蕃(宜蘭方面)を討伐す。
- 同 年……十二月、總兵、牡丹社蕃(恒春方面)を討伐す。
- 同 十七年……棟字軍、大崙崙及び五指山方面の蕃地を討つ。
- 同 年……總兵、再び牡丹社蕃を討つ。
- 同 十八年……總兵、率芒社蕃を討つ。
- 同 二十一年……臺東の平埔蕃反し、次で平ぐ。

(附) 藍鼎元(號鹿州)の馭蕃意見

左の一篇は、予が嘗て稿せし、臺灣中興の爲政家としての藍鹿州の叙傳的史論中の一節にして、其の馭蕃意見に關する概括なり。彼は直接なる理蕃

施設の局に當らざりしも、間接に後の當事者の施設に影響を與へしもの多きを以て、之を附記して參考と爲す。

朱一貴の亂後、鹿州出て、其の謀善の策を立つるや、一方には消極なる割界遷民の不利を主張し、一方には積極なる地域拓殖の須要を唱道したりし結果、進みて蕃地を開き、土蕃を馭するの方策を企畫し、當時土蕃を認めて、化外の異類となし、其の性勇を好み、鬪を喜び、其の俗人を殺し、頭を誡するの風あるにより、馴らし難く、制し難きの衆なりとし、全く之を治域の外に放棄せんとせる當局者の輿論を排し、徐ろに馭蕃の策を立て、曰く、

生蕃殺人、臺中常時、此輩雖有人形、全無人理、撫之不能、剿之不忍、則亦未如何矣、然其殺人、割截首級、野性固然、與民人墾畝採樵生業、全無干涉、然則將何以治之、曰、以殺止殺、以蕃和蕃、征之使畏、撫之使順、開其土、而聚我民焉、害將自息、久之生蕃化熟、又久之爲戶口貢賦之區矣。

其の土蕃の殺人、誠首の俗を以て、素と其の固有の先天性に出づると爲し、必

しも異族と愛を生ずるの有無に因るに非ずとし、之に示すに威武を以てし、之を懐くるに德意を以てし、芻御術あらば、害自ら息み、生蕃は將に化して、熟蕃とならんとすと言ふに至りては、實に所見の卓絶なるを見るべく、馭蕃の秘訣、二に此の數言の中に包含せられて、亦餘蘊なしといふべし。鹿州は、既に土蕃殺人の因を以て、異族と愛を生ずるが爲にあらざるとす、是に於てか、更に其の歩を進め、管に蕃地拓殖の蕃害と相干涉せざるのみならず、實に其の地域を開き、其の荒蕪を平ぐるにより、反て蕃害を減少すべき捷徑なりとし、其の説を立て、曰く、

內山生蕃、好出殺人、然必深林密箐、可以藏身、乃能爲害、若田園平埔、無藏身之所、則萬々不敢出、荆棘日開、蕃害自消、是莫如聽民開墾矣。

又曰く、

生蕃殺人、此皆由於地廣人稀、不闢不聚之故、非因侵擾而然、蓋生蕃所行之處、必林木叢茂、荆棘蕪穢、可以藏身、遇田園平埔、則縮首而返、不敢走過。

先づ蕃情を審にして、然る後に取御の法を案じ、先づ害因を討ねて、然る後に善後の計を立つ。鹿州の此の所見の如きは、以て今後に於ける取蕃方策の一に資するも、恐らく之に易ふるものなかるべし。

既にして諭旨一轉、其の土蕃化育の道を講じ、既に廣く蕃地を開き、開墾を聽し、之に次て土蕃を招徠、歸順せしめ、之に授くるに産を以てし、之を撫して生に安んぜしめば、招徠既に久しく、漸化漸く多くして、生蕃は皆熟化するに至るべしとし、且つ闖入鄭氏の時、既に就撫歸化せる熟蕃の中、稼穡を勤め、蕃積を務め、又車輛を供辦し、兵役に策應するものあるの状を説き、乃ち此の先蹤の良果に徴して、後來の好望を屬するに足るとなせり。此の意見の如きは、立意殊に一段の價值あるを見るに足れり。

最後に、支那人の通事社商の徒の、土蕃の蠢愚に乗じて、肆に狡獪を逞くし、腰削厭くなきの弊を論じ、社蕃終歲捕ふる所の鹿と、蕃産布縷と、皆社商の占むる所となり、腰削堪へず、又通事に到りては、酷虐の過徴、繳費、社商よりも更に

人等

甚だし、通事の寇剝、社商の腰削、均しく當に懲創すべしと言ひ、且つ其の甚しきは、蕃を唆し、事を生ぜしめ、良民を焚切するものあり、乃ち此の弊風を禁革するにあらざれば、害將に言ふべからざるものあらんと云へり。此の斷案の如きは、實に能く當時の事弊に中れる金箴といふべきなり。之を要するに、鹿州の取蕃意見は、實に康熙の中葉に於ける、郁永河の所論に基づけるもの、如く彼の臺灣近詠、中内山有生蕃、可以漸熟、王化棄不收、獷悍若野鹿と言ひしは、其の意見の概括と爲すを得べく、而して彼の虎豹の威猛なるも、世に之を養畜するものあり、取するに其の道を得ればなり、馬牛の馴柔なるも、壯夫の鹵莽、或は蹄角の傷を受く、取するに其の道を得ざればなり、とは、彼が取蕃の秘訣の要諦なりき。

### 七 支那人の蕃人教育

#### (一) 熟蕃の教育

(イ) 明人の蕃人教育

和蘭人に次げる臺灣の領有者は支那人なり而

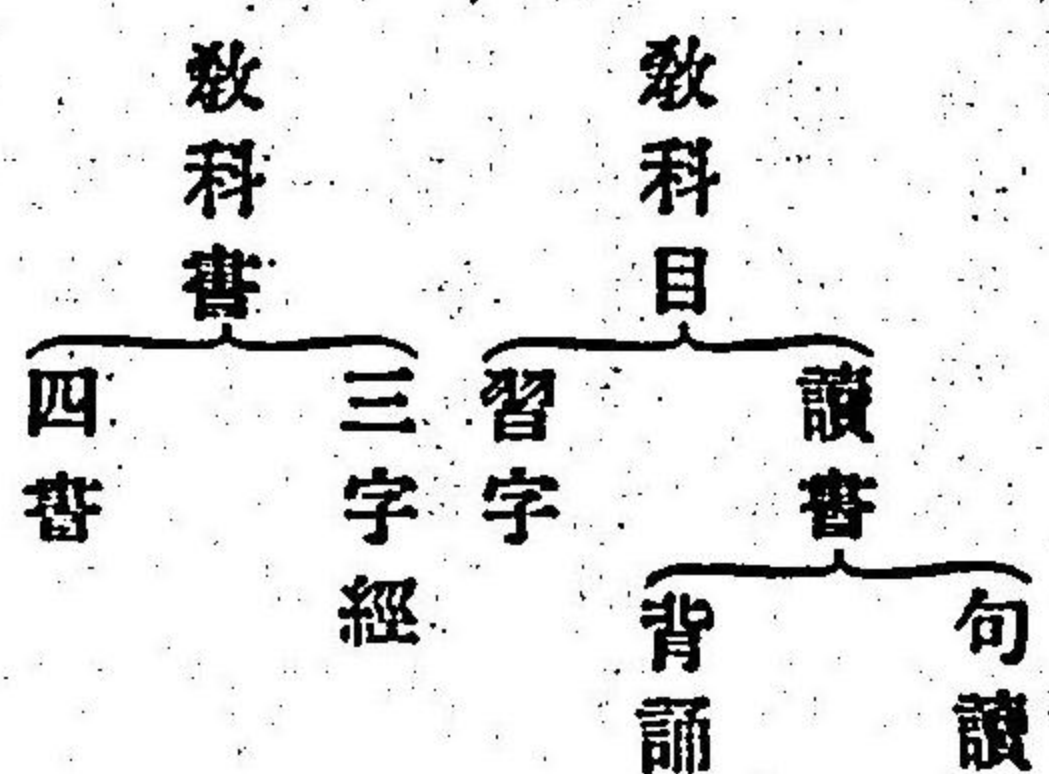
して支那人の蕃人教育に著手せる端緒は康熙元年明の遺臣沈光文といふもの流寓して臺灣に來り僧となりて目加溜灣社に入り蕃童に讀書を教へ傍醫藥を施して蕃人の病めるものを救ひ大に蕃人を撫育したるに歸すべし而して沈光文は臺灣の清の版圖に歸するに及び出て臺南に住めりと云へば其の教育に従事せる時期は二十餘年間なりと云ふべし然れども是れ唯一個人としての事業に過ぎざりしが康熙三十四年即ち臺灣の歸清後十一年に初めて蕃人教育の端を清の當局者に啓かれたり。

(ロ) 清政府の最初の蕃人教育

康熙三十四年初めて臺灣知府に任

ぜられたる新治揚は任に抵り土蕃を招撫するに力め蕃童の未だ禮義を知らざるものを感化するの目的を以て土蕃社學を立て師を延きて之を教育せしめたり其の社學の區域及び位置は明かならざるも臺灣鳳山二縣下に於ける熟化蕃の一部に過ぎざりしもの如く其の教科目及び教科書につき舊記に

散見するものを綜合して記すれば左の如し



而して雍正元年の頃には其の成績宜しきを得るものあり後に巡臺御史たりし黃敬叔の雜記に據れば業を肆ふの蕃童拱立背誦句讀鏗鏘頓に侏離の舊習を革むと云ひ當時勞するに酒食を以てし各四書一冊を給し且つ正朔を奉じ兼ねて寒暑春秋あるを知らしめんが爲に曆書一帙を給せりと云ふ。

是より先き此の方面に在る熟化蕃は既に和蘭人の教育を受けたる結果羅馬字を用ひて蕃語を綴ることを解し和蘭人の退去後尙ほ之を後人に傳へ其の

便に頼りつゝありしが、清の當局者は此の先入の便宜あるが爲め、困難なる漢字の普及を妨ぐるの虞あるを慮り、土蕃社學の施設と共に、羅馬字を使用することを禁じ、社學の教授は主として漢語漢字に依りしかば、番童は之を解得するに苦み、漢字の傍に羅馬字にて其の音を添配し辛うじて之を諳記し得たりと云ふ。

土蕃社學の普及

(ハ)土蕃社學の普及

雍正十二年臺灣巡道張嗣昌の建議により、昔く南北兩路の蕃社に土蕃社學を設置したり、社學の位置は爾來屢存廢ありしも、當初設置せられし地名左の如し。

臺灣縣五社學

新港社口、新港社內、隙仔口、卓猴社、大傑嶺社。

鳳山縣八社學

力力社、茄藤社、放棄社、阿猴社、上淡水社、下淡水社、搭樓社、武洛社。

諸羅縣十一社學

打猫後社、斗六門社、目加溜灣社、蕭壠社、荖荳社、諸羅山社。

打猫社、哆囉咽社、大武隴頭社、大武隴二社、他里霧社。

彰化縣二十社學

半線社、馬芝遷社、東螺社、眉裏社、西螺社、猫兒干社、大肚社。

柴坑仔社、大突社、二林社、大武郡社、阿東社、感恩社、遷善社。

南投社、北投社、猫霧揀社、岸裏社、猫裏社、阿里史社。

淡水廳六社學

淡水社、南崁社、竹塹社、後壠社、逢山社、大甲東社。

而して其の施設方法は、支那人の文理に通ずるものを選びて、社師と爲し、一社學に一人を置き、番童の教授に當らしめ、各縣學訓導をして、季を按じて考察せしめたり、其の教科は、先に實施せる府城附近の土蕃社學に準ぜしもの、如く乾隆の初年の頃に於ける成績につき、當局者の記する所によれば、

各蕃童能く四書及び毛詩を背誦し得るに至り、中には詩經易經を背誦して  
詠なきものあり、作字も亦頗る法に諧へり。

といへり、之と同時に、此等就學の蕃童は、既に支那風の俗に改めしもの、如く、  
其の記録の中に、番童皆辨髮冠履し、布帛を衣とすること、漢人の如しといへり。  
斯くて、土蕃社學の施設は乾隆の頃を以て其の燒點とし、嘉慶を経て道光の中  
葉に至り、漸く衰廢中絶に歸するに至りしもの、如し。

噶瑪蘭の  
熟蕃教化

(三)噶瑪蘭の熟蕃教化

噶瑪蘭の清の版圖に入りしは、嘉慶十五年に  
在り、此の時に際り、土蕃社學の施設、已に頽衰に屬せし時なりしを以て、噶瑪蘭  
蕃地には、社學の設なくして止みしもの、如きも、其の末年に通判たりし、姚登  
の如き、大に熟蕃の教化に心を用ひしことは、左の自記の文に徴して知ること  
を得べし。

噶瑪蘭始入版圖、民蕃未能和睦、時有械鬪、又頻歲有災、登鋤除強暴、教以禮讓、民  
蕃大和乃以秋仲、會集三籍漢民生熟各社、蕃設廣壇於北郊、祀開闢以來死者、爲

埔里社の  
熟蕃教化

(ホ)埔里社の熟蕃教化

漳籍之位於左、泉粵二籍之位於右、列社蕃之位於地、以從其俗、城隍爲之主、列位  
於上、是日文武咸集、率各民蕃、盛陳酒醴、牲核以祀之、至者二千餘人、社蕃亦具衣  
冠、隨衆跪拜如漢人禮、祀畢、又使民蕃互拜、登乃剴切諭以和睦親上之義、陳說五  
倫之道、使善蕃語者逐句傳釋之、環聽如堵、多泣下者。  
是れ實に道光四年の事となす。

光緒元年、埔里社一帯の地を開き、曩に鹿港に  
駐せる北路理蕃同知を移し、改めて中路撫民理蕃同知と爲し、大埔城に就きて、  
城垣衙署を建造するや、養あれば尤も教なかるべからずとの議に基づき、移殖  
支那人及び熟蕃を教育する爲に、義塾二十六所を設けたり、今其の位位を擧ぐ  
れば左の如し。

埔里社四堡十九義學

大埔城内外五所 枇杷城庄一所 阿史社一所 守城份庄一所

史港坑庄一所 大埔社一所 房裡社一所 大瑯璘社一所



烏牛欄社一所、林仔城庄一所、興吉城庄一所、水頭庄一所、日南社一所、牛臥山社一所、大肚城庄一所、五城堡七義學。而して當時埔里社の熟蕃は、概ね其の固有の土俗を改めて支那化し、言語も亦臺灣支那語を解するに至れるを以て、其の教授は支那人を教ふると、一般の法を用ひ、且つ支那人及び熟蕃の雜居する地に於ける義塾には、民蕃をして同學せしめたりき。爾後義塾の施設、其の名ありて實なきものあるに至り、特に熟蕃教育の爲め設けられし義塾には、唯、左の數所の、其の重なるものとして知らるゝのみなりき。

枇杷城庄、阿里史社、大肚城社、守城份庄、史港抗庄。

（二）生蕃即ち未化土蕃の教育

（イ）特別なる教科書の編修

同治十三年、始めて臺東の開拓を爲すや、撫墾施設の開始と共に、初めて生蕃を教育するの事宜を計畫せられ、撫墾委員をして、生蕃教育の事を兼ねしめたり。當時閩浙總督沈葆楨、及び福建巡撫王

特別なる教科書の編修

凱奏の鑒定に成れる「訓蕃俚言」一篇は、特に生蕃教育の教科用と爲すが爲に編せしものにして、支那の初學の教科書たる三字經に倣ひ、五字句として綴りたるものにして、生蕃を支那化するの要旨、詢々細説至らざるなし。今同書所載の綱領に就き、畧記すれば、左の如し。

先づ人は天地間萬物の至貴たることを言ひ、次に中國即ち支那の國制を陳べ、其の官府につきて、「撫民兼治民、理蕃專理蕃」の句あり、已にして移風易俗の必要なるに説き及び、「人當有衣冠、蕃在邊野中、苦無綿與絲、所以男與婦、科頭並裸身、豈無羞恥心、豈無衣冠志、奈處荒僻地、官長難兼顧、今逢聖主朝、爲爾籌長計」と言ひ、更に清朝の撫蕃施設に心を用ふる事を告げたる中に、「冒險赴爾境、曉諭費苦心、賜爾衣與帛、開闢榛莽路、南北可相通、東西無阻礙、教爾通言語、得爲中華人、爲爾設義學、讀書識理義」との句あり、それより人を殺すの無理なること、争鬪を好むべからざること、田地を荒蕪にせず、宜しく耕種を勤め、荒地は廣く開墾すべきこと、疾病には必ず藥を用ふべし、これが爲に蕃地に醫局を設

くること等を諭し、終に「長作太平民、豈不共稱快、無分蕃與漢、熙々億萬世」と言へり。  
光緒五年五月、更に生蕃教育の旨趣を擴め、化蕃俚言三十二條を制定したり。此の書の頒布と共に、時の開墾撫蕃事務の辦理に當れる。統領吳光亮の發せる示諭に曰く、

爾等蕃衆、分聚臺灣後山、未歸王化、未通人道、已數百年於茲矣。嗚呼！上年蕃情大定、設立招墾局、委員經理、爲爾等、制田里、教樹畜、以冀爾等化蕃爲民、第有養不可無教、復設立蕃學、延請蒙師、招置蕃童、教之以讀書識字、使爾等沾染聖教、沐浴皇仁、盡熙朝赤子、惟念爾等蕃衆、於人情物理、懵然無知、即蒙師手示口言、亦恐不詳、盡因擬立化蕃俚言三十二條、刊刷成本、頒發爾等各社各學、以便日逐觀覽、並令蒙師於授學之餘、講解而指示、俾知人情而通物理。嗚呼！後開條款所列者、皆人倫日用之常、使爾等易行、所言者皆淺近鄙俚之語、使爾等易明、爾等逐一遵守、將見蠻夷僻陋之俗、轉成禮義廉恥之風矣云々。

其の教條の目に曰く、

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 一 設局招撫以便民養   | 二 舉委頭目以專責成   |
| 三 首訓頭目以知禮法   | 四 分給工食以資辦公   |
| 五 改社爲庄以示區別   | 六 約束子弟以歸善良   |
| 七 禁除惡習以重人命   | 八 禁止做爨以免生事   |
| 九 保護商旅以廣貿易   | 十 遭風船隻丞宜救護   |
| 十一 安分守己以保身家  | 十二 彼此各庄宜相和睦  |
| 十三 分別五倫以知大體  | 十四 奉養父母以報深恩  |
| 十五 夫婦和順以成家室  | 十六 學習規矩以知禮義  |
| 十七 嚴禁淫亂以維風化  | 十八 雜髮打辮以遵體制  |
| 十九 穿衣著褲以入人類  | 二十 分別姓氏以成宗族  |
| 二十一 分別稱呼以叙彝倫 | 二十二 分別姓氏以定婚姻 |
| 二十三 禮宜祭葬以安先靈 | 二十四 殷勤致讀以明道理 |

- 二十五 分配歲月以知年紀
  - 二十七 嚴禁偷盜以安閭閻
  - 二十九 出獵以時免妨耕種
  - 三十一 宜設墟市以便交易
  - 二十六 宜戒遊手以絕盜源
  - 二十八 疏通水圳以便耕種
  - 三十 樽節食用以備饑荒
  - 三十二 建立廟祠以安神祖
- 而して此の教條の趣旨は渾て通事をして、蕃語を用ひて、講解せしむるを期せしが如し。

臺東の生蕃教育

(口)臺東の生蕃教育 同治十三年臺東の開拓に伴ひ、撫墾事務の一として、蕃學を設け、蕃童を教ふることとなししが、光緒五年、卑南より、新開園及び成廣湧に至る間に十八所、璞石閣より花蓮港に至る間に、二十六所の學堂を設くることを計畫し、是の歲、卑南馬蘭坌、璞石閣、水尾、拔仔庄、花蓮港等の要地に實施し、蕃童を招徠して教育を施し、が越えて二年には、蕃童にして臺灣支那語を解するもの多かりきと云ふ。

光緒七年、通事張芳茂といふものをして、蕃童の優等なるもの數十名を率ゐ、臺

恒春の生蕃教育

灣府に至り、臺灣に於ける文物の盛況を目撃せしめ、以て其の改化の基礎となせり。

當時蕃學堂に施設せし教科目は、讀書、習字にして、讀書には、訓蕃俚言を用ひ、習字には、漢字を模寫せしめ、時に通事をして、蕃語を用ひて、化蕃俚言を講解せしめしが、すべて教授に興味なく、加ふるに、蕃童にして其の教ふる所を理解せず、或は無味の教授に倦怠して、作法を失ふものあれば、教師は嚴酷なる呵責を加へ、甚しきは、之を毆打する等の所爲ありしより、多數の蕃童來り學ぶを好まず、教師も亦多くは其の職に忠實ならず、概ね在職一年内外にして去り、光緒十年の頃には、殆ど名ありて實なきの姿を爲せり。

(ハ)恒春の生蕃教育 光緒元年、瑯瑤の蕃地一帯を開きて、恒春縣を設

くるや、之と同時に、撫墾局を置き、一方には、遠く管外の支那人を招き、資を給して曠地の墾拓に従ひ、一方には、近く内部の蕃人を撫化し、以て歸附の民と爲すに力めたり、是の歲、義學を設けて、民蕃の教育に従へり、當初義學の數、總て十六

所にして、其の蕃童を教育せしは、左の六所なりき。

蚊蟀埔	最初就學の蕃童數	八名(支那人)
虎頭山	同	十二名
射蔴里	同	九名(支那人) 七名
龍鑾	同	十三名
响林	同	三名
四重溪	同	七名

右の義學中、尙ほ蕃童のみならず、支那人をも併せて教育せしもありしが、特に蕃童には、毎月筆紙及び食費として、一名毎に五百文を給與せり。其の教科は、讀書及び習字にして、其の方法は、臺東地方に實行せるものと同一なりしかば、教授に興味なくして、蕃童多くは逃れ歸りて來學せず、十六七年の頃には、總數僅かに十三名の蕃童を存するのみに過ぎず、斯の如くにして、恒春地方に於ける生蕃教育も、終を克くせずして止めり。

鳳山に於ける生蕃教育

(三) 鳳山に於ける生蕃教育

光緒元年、鳳山縣下に於ける蕃界に義

學を設け、蕃童を招徠して教育を施せり。其の位置は、

杜君英庄、嘉納埔庄、北勢寮庄、枋寮庄、藪棋湖庄、赤山庄。

の六所なりき。教育の方法は、恒春の義學に於てせしものと大同小異なりしが、故に、十六七年の頃には、全く裁去するに至りきといふ。

又これと同時に、期を定め、生蕃の壯者をも、義學に招致して、教訓諭告するを常とせり。

光緒十二年十一月、特定せし條教左の如し。

- 一、教正朔
- 一、教恒業
- 一、教體制
- 一、教法度
- 一、教善行

- 五禁
- 一 禁做喪
  - 一 禁仇殺
  - 一 禁爭估
  - 一 禁佩帶
  - 一 禁遷避

ナマカ  
マ社内の  
蕃人教育

(ホ) ナマカマ社(ツ) オオ族内の蕃人教育

光緒十二年撫墾施設の擴進に伴ひて、各蕃界に撫墾局の設立あり、而して、ツオ族に屬する蕃人蕃地の撫墾の爲に、林圯埔に一局を置き、且つ撫蕃の手段として、同方面なる、ナマカマ社内に、生蕃教育の學堂を設立せり。是れ時の雲林知縣にして、兼て撫墾局總辦たりし、陳世烈の主張に成りしものにして、當時中路の開通と共に、宛も此の社は最初の沿道に當りしを以て、先づ此の沿道蕃社の生蕃を撫化するの必要を認めたりしによる。即ち一學堂を、ナマカマ社外數町の地に建て、陳國安(廣東人)といふものをして、教官たらしめたり。斯くて通事をして、就學を勸誘せしめし結果、開學の當初は、蕃童の來り學ぶもの二十餘名に上りしといふも、其の教

宜蘭に於ける「アタイヤル」族の化育

ふる所の科目は、支那風の讀書習字にして、蕃童をして理解し難からしめ、而も其の理解する能はざるに際し、教官は嚴に叱責鞭撻を加へしより、一年ならずして、全く就學蕃童を絶つに至り、教官亦其の任に耐へざるを稱して職を去り、終に其の施設を中止したり。初め該學堂を創設するや、之により、支那的文明の感化を蕃社に及ぼさんが爲め、其の建物の如きは、支那の書院に擬し、規模宏壯を極めたりきといふも、教官去るの後、蕃人等は之を破壊し、其の用材を取り去り、今は僅かに殘礎の茅荆中に存するを見るのみ。

(ハ) 宜蘭に於ける「アタイヤル」族の化育

光緒十四年、宜蘭方面に

叭哩沙撫墾局の創設あり、即ち蕃人化育の一手段として、溪頭蕃と稱せらるる「アタイヤル」族の一部を招徠し、叭哩沙平原の一方なる、月眉庄の月眉山附近及び天送埤庄の拳頭母山中草山の麓に移住せしめ、壯者には、耕作を授け、幼童には、文字を教へしが、會、疫病流行し、蕃人の死するもの多かりしより、其の移住を凶とするの傾あり、依て更に頂烏破庄附近に移し、も、彼等は先入の迷信を破

り難く、殆ど生息を安んぜず、幾ばくならず、盡く逃れて山中に入り、此の化育事業の施設も、半途にして中止に歸せり。

(ト)埔里社に於ける生蕃化育の計畫

光緒十四年埔里社撫墾局

は、撫蕃施設の一手段として、義塾を設立して蕃童を教育し、教化堂を設立して、壯蕃を感化せんことを計畫せり、其の議は、當時議定せし撫蕃章程八條の中に在り、略に曰く、

一、義塾を設立して以て教化せん、查するに生蕃は深く岩穴に據り、民と通ずるなくして、見る所習ふ所皆榛蠻狂悖の事に係る、惟、禽獸に異なる所のみは、人形を具するに過ぎざるのみ、然れども、其の時書禮節操算權量は、概ね素と未だ悉さざる所に係る、蕃童は、斯に生れ、斯に長じ、習慣性を成し、遂に相沿うて俗を成さしむるなり、誠に生蕃は、撫に難からずして、化に難し、即ち附近社寮の所に在りて、先づ義塾一所を設け、通事をして已に撫せる近社につき、其の蕃童の年紀較、輕く、資質聰秀なるものを採はしめ、蕃目を

埔里社に於ける生蕃化育の計畫

して送りて入學せしめんとす、蓋し初め蕃童を教ふるは、字を辨へ、音を識らしむるに過ぎざるのみ、將來能く行ひて効を成すあり、漸く課程を進むることを得ば、蕃童の知識漸く開けて、自ら能く相習ひて俗を成さん、

一、堂を設け、教化以て鄙俗を移さん、查するに生蕃は、野性未だ馴れず、俗兇悖を尙ぶ、それをして性情を改易せしめんと欲せば、堂を設けて開導するに非ざれば、未だ其の氣質を變じ易からず、況んや教化の道は、もと王政の先とする所たり、尤も宜しく時に隨ひ、事に隨ひ、心を悉して勸諭し、其の惡を倣めて、良となすは、撫蕃の要策なるをや、古人云く、習ひ善なれば善となり、習ひ惡なれば惡となる、と、生蕃は、人形を具有す、豈天良無からんや、若し能く教化法を得ば、地方漸く安謐に臻るべきに近からん、即ち社寮に在りて、教化堂を設け、若し生蕃の山を出でて交易し、寮に駐りて宿泊するものあらば、隨時に以て開導すべし、惟、責に任ずる義塾の學師、先づ試辦を行ひ、尙し成功あらば、自ら當さに永久に易らざるべし。

(子)臺北城内の善學堂 最初の臺灣巡撫たりし劉銘傳は、實に撫墾の施設を認めて、臺灣經營の一となし、即ち撫墾局を設けて、番人の撫化、蕃地の開墾を爲すと同時に、蕃童を教育するの學堂を、臺北城内に設置したり、蓋し其の主要なる目的は、

一、各蕃社會長の子弟を招徠し、之を支那化するの方針を以て、教育を施し、成業の後、歸山せしめ、他日酋長となるに及び、其の感化を衆蕃に及ぼさしめんとせしこと。

二、從來支那人を通事として、彼我の意を通ずるは、撫化上隔靴の憾なきにあらずるを以て、支那語を解する番人を養成せんとせしこと。

の二項に在りて、大嶺嶽方面の蕃地を討伐せる翌年、即ち光緒十六年三月七日を以て開校したり、其の招徠せる蕃童は、大嶺嶽を中心とし、屈尺、馬武營の各社に諭し、先づ二十名を募り、其の翌十七年、又十名を募れり、左に項を分ちて、其の方法の概要を略記せん。

(イ)場所 初め臺北城内天后宮二廊酒樓の上に於てせしが、次て大南門内參將府衙門の左畔内進に移し、後西門内の西學堂に移せり。

(ロ)教官 教頭一人、教師三人、通事一人とす。

教頭は羅步韓(福建省汀州府上杭縣の秀才、教師は吳化龍(芝罘の人)、簡受(廣擺接堡の人)外一名之に任せり。

(ハ)學童の資格 招徠せる蕃童は、凡そ十歳以上より十六七歳に至るまでとし、酋長の子弟にして、資質慧敏なるものを選択せり。

(ニ)學童の待遇 蕃童は、渾て髮を辮にし、支那風の衣服帽鞋を用ひしめ、及び飲食起居等、渾て支那風に模せしむ、初め髮を辮にするとき、蕃童皆之を厭忌し、涕泣して、之を肯んぜざりしも、威嚇して、之を辮にせしめたりきと云ふ、又固有の名を改めしめ、新に漢姓漢名を附したり。

衣食文具等は、渾て官給とし、衣服は一年夏冬二季に各二領帽鞋等之に準じ、食物は普通食事の外、毎五日に一回豚肉を給せり、又衣服の洗濯に注意

(本教科 専ら清の私學書房に倣ひ左の如くに分課教授せり。

時間	科目	要
午前	復讀背誦	早晨朝食後より初め、前日の教科を復讀せしむ。
午前	授讀(讀書)	支那音にて句讀を授く。
午後	習字(模寫)	漢字の模寫を爲さしむ。
午後	復讀背誦	晝食後より午前授くる所を復讀せしむ。
午後	習字(模寫)	午前に同じく日暮に至りて止む。
餘科	官話及臺灣土語	隨時授讀の時間に於て會話を授く。
餘科	蕃語	固有蕃語を忘れざる爲め之を演習せしむ。
餘科	詩文	學業の熟せるものに簡易の詩文を課す。

(二)教科書 其の種類は左の如し。  
三字經 初學者に課す。

四書

五經の内、詩、書、易。

(下) 教方 教師は常に支那風の禮法習慣に化するに務め、起寝梳洗等、百般の作法に注意し、且つ毎三日一回、統導して市街に出で、其の風俗人情を觀察せしめ、觀感興起の念を起さしむるに力めり。

(子) 經費 教官の俸給は、教頭一月三十圓、教師一月各十二圓、通事一月六圓とす。

蕃童の給費は、文具費一月十錢、食費一日八錢とし、勉勵の優劣により、一月三十錢以内の賞與をなせり。

其他跟丁一名一月三圓、厨房工一名一月五圓を給せり。

以上の方法を以て之を實施し、十八年には第一期の卒業者を出すに至りしが、是の歲巡撫の交代あり、新任巡撫邵友濂は、百事退縮政策を取れる結果、其の六月を以て蕃學堂の廢止を議定し、在學の蕃童をして任意に蕃地に歸還せしめ



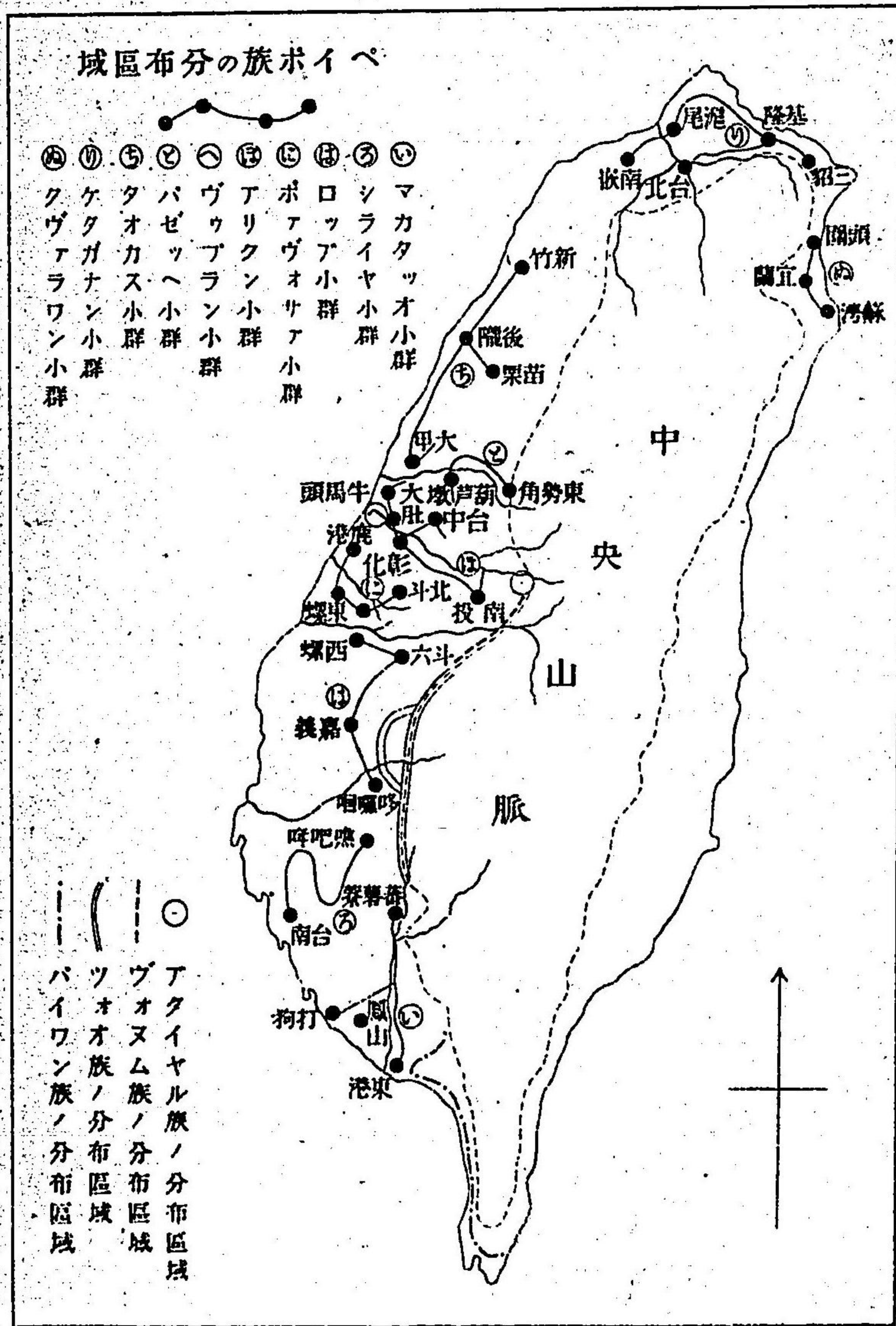
臺灣に於ける固有土人の本質

たり而して此の三年間に於ける教育の結果は支那的感化を受けたる卒業者を出し、と云ふも如何せん其の教育の本旨は支那的教育なりしを以て蕃人の日常生活に須要なる智識の啓發に資けること少く其の在學中の所得は歸還の後之を實地に應用するに由なく其の教育を受けたる蕃童の蕃地に歸還せるものは嘗て受けたる教育の感化を悉く忘却し再び舊俗に復原するに至れり。

### 八 固有土人と移殖異人族との生存競争

臺灣に於ける固有土人即ち土蕃の本質に就きてはマレイ種族の系統に屬すること明なれば其の本源地の南方に在るは疑なきも最初本島に移住せし時代及び由來に至りては漠然として致ふべからず蓋し人種上マレイの系統を承くる人類はアマアのノールマン人と呼ばれつゝある如く脆弱なる扁舟に乗じ險惡なる波濤を凌ぎて遠征を企つる特風あり現に其の分布區域が世界

臺灣西部平原に於ける固有土人の舊位置



の諸人種中、最も廣き部分を占め、東は太平洋の殆ど東極より、西はアフリカ大陸東方の附近に及び、宛も世界を一周する全長線の、約三分の二の距離に跨る現状に徴するも、これが實證と爲すべきなり、而して是等マレイ種族の占居地と、臺灣島との間には、紅頭嶼及びベタン・パンヤンの二群島を列ねて、ルソンの大島を控え、更にルソンを楔子として、西部及び東部マレイの諸島に接し、其の狀全く聯珠の如く、躍石の如くなるを以て、尙くも扁舟を行るの智識を有する人類なる上は、容易く有意の移住を爲すを得べく、又北赤道海流は、南より來りて、本島の東西兩岸を包擁し、七八月の盛夏に於ては、南西信風の流動を起すを以て、此の自然の現象は、人類の無意の移住を導くの媒介を爲すに足るべし。蓋し臺灣の如き、一小島に於て、其の内地に分布する土番が、よし、本幹の系統に於ては、マレイ種族に屬するも、枝種の小系に至りては、全く同一ならずして、少くも七八群に分たざるべからざる状態あるより見れば、決して同一時代に、同一地方より移住せし者にあらず、或る者は古く、或る者は新しく、或る者は西部

マレイ地方より、或る者は東部マレイ地方より、又或る者は本島の東岸に、或る者は本島の西岸に、或る者は有意の手段に於て、或る者は無意の偶然に於て上陸し、定居し、繁殖し、以て今日の現状を形成するに至りし者なることを知る。

（參照）臺灣に於ける土蕃の分類に就きて、諸説一定せざるも、余の研究の結果に依れば、大別して九群と爲すべし、即ち左の如し。

(1) アタイヤル族	本島
(2) ヴォヌム族	
(3) ツォオ族	
(4) ツアリセン族	
(5) バイワン族	
(6) ブユマ族	
(7) アミス族	
(8) ベイボ族	
(9) ヤアミ族	

紅頭嶼

其の臺灣  
占領史

今臺灣に於ける土蕃が臺灣に移殖せる最初の由來を説明する爲め、もと西部臺灣の平原一帯に占居せしハイボ族中、北方（即ち臺北平原）に分布したる、ケタガナンと稱する部族の或るものに傳ふる、歴史的口碑あり、今其の大意を左に記載せん。

我が一族の祖先は、もとサナサイといへる地に住みたりしが、會、其の地に一の妖怪の出づるあり、人の寢に就ける時、いつこより來れるともなく、屋内に侵入りて、被衾を剥ぎ取り、消ゆるが如くに去り行くにぞ、人々大に恐れて、互に相警め、夜に入れば、或は連手の舞をなし、或は火を圍りて團樂し、以て之を防ぎたりけり、然るに、如何に日月を經過すれども、其の妖怪の消ゆべくも見えざりければ、人々更に議するやう、斯くて、久しきに亘りなば、互に苦難極みなけん、斷然地を轉じて、殃を避くるに如かざるべしと、共に竹木を伐りて、筏を造り、擧族之に乗じて海上に浮び出でぬ、固よりいつこの國に往かんと、の心定めもあらざりければ、只、波のまゝ、風のまゝに、深ひつゝ、若干の日子

を過しける内、漸く一つの陸地を見出しければ、一同悦び奮ひて、此の地に陸せり。こゝは即ち臺灣の北海岸なる、今の深澳、基隆港の東方に在りてありしが、乃ち此の地に部落を建て、永住し、永き年月を経るに隨ひ、子孫著しく繁殖し、人多く地狭さを致したりければ、或る時、地に生ふる一草莖を抽き、集めて箠と爲し、共に約すらく、若し、長箠を抽きたらんものは、平沃の曠原に住むを得ん、若し、短箠を抽きたらんものは、偏陬の山地に移り去れ、斯くせし上は、必ず地を羨み恨むまじと、共に石塊を地下に埋めて約束に違はざるべきを誓ひ、抽ける箠の長短に隨ひて、同族各所の平原山谷に分住するに至れり、云々。

是れ單にハイオ族中の一小部族の口碑に過ぎざるも、亦以て彼等の祖先が、或る鴻古の時代に於て、臺灣に有意の移住を企てし事實を傳へしものと謂ふべし。其の他、或る部族中には、出漁の際颶に遇ひて漂著せりといひ、或る部族中には、天より降り來れりといへる口碑を傳へ傳ふる所區々たるも、其の他地方より、云々。

り移住せりとの歸著に至りては、即ち同一なり。

斯くの如くにして、各族全島の到る處に分布し、何喬遠の閩粵に所謂、斷續千餘里、種類甚蕃、別爲社、社或千人、或五百人、性好勇喜闘の狀ありき。否管に内に生計の餘裕を、勇闘の間に似ちしのみならず、屢外に出でて、侵掠を異人族の地域に試み、且つ必需物品の交易にも從へり、而して其の遠征の方向は、臺灣の位置が、四面汪洋の海を環らし、且つ近く異族人類の占居する大陸及び島嶼と相接せしより、此の各方面の地域に向ひて、舟航を企てたりしもの、如く、明朝一統志に據れば、

淳熙の間、我が安元壽永間、西曆一千百七十八十年代、琉球（即ち臺灣）の酋豪、曾て數百の衆を率ゐて、泉州沿岸に至り、肆に殺掠を行ひしことあり、彼等は首を駢べて戮に就くも、悔ゆることを知らず、敵に臨みては、槍鏑を十餘丈の繩に繋げるものを用ひて、操縦をなし、舟楫に忽せず、只、竹を縛して、筏となすのみ、若し急なるときには、群がりて、之を身ぎつゝ、水に洒ぎて遁れ去る。

との事を記し、又もと臺灣西部平原の鳳山方面に分布せしハイボ族中の、マカ  
タオと自稱する一部族の或るものに傳ふる口碑に據れば、

古來獨木舟を放ちて、呂宋に遠航し、彼の地の土人との貿易に従ひ其の得た  
る物品粧飾物は、更に臺灣の山地に在る、ツァリセン族との交換用にも供せり、  
と言ひ、更に田代安定氏の「八重列島見聞餘録」に記する所に據れば、

舊來沖繩邊にても、内地(鹿兒島)にても、能く人口に膾炙せる一奇譚あり、曰く、  
「與那國島の沖に、タカサゴ(即ち臺灣)といへる長耳人國あり、昔は此のタカサ  
ゴ人が、與那國島に渡り、人を掠め害するが故に、之を防禦せん爲め、巨鞋を造  
りて、海中に投じ流し」といふ。」

との事を載せたり、長耳人國といへるは、蓋し耳を大にするを喜ぶは、臺灣の土  
番中の或る者に行はるゝ特徴(往時は、男子の耳垂れて肩なれば、之を指して言  
へるなるべく、即ち嘗て臺灣の土番が、琉球方面に向ひても、侵掠を企てしこと  
ありしを傳へたる口碑なるや明かなり。

之によりて之を見れば、往時臺灣の土番が、其の全盛を極めし時に方りては、竹  
筏若しくは獨木舟を利用し、或る者は、臺灣海峡を西に越えて、南部支那の西岸  
に赴き、或る者は、ベシ(海峽)を南に横ぎりて、呂宋に達し、或る者は、日本海を東  
北に進みて、琉球の南島に入り、或は殺掠を企て、或は交易に従ひしことを見る  
べし。

然るに、今を距ること三百年前の頃を起點とし、日本人の東北より、支那人の西  
方より、和蘭人及び西班牙人の南方より、此の孤島に向ひて、來航するあり、爲に、  
此の移植異人族と、土蕃との間に、生存競争の端を啓くに至れり、中に就き、日本  
及び佛蘭西二國人との關係は、其の在留の期限短く、其の移住者の數多からず、  
隨て其の拓殖區域も深からず、仍ほ其の土蕃に對する手段も、一二の特例を除  
きては、主として溫和の方法に出でしが故に、甚しき彼此の衝突あらざりしも、  
獨り支那人に至りては、流移開墾、日に増し、月に衆く、甚しきは、不逞の徒、往々見  
て遁逃の藪となし、より、土蕃地域の侵佔となり、此に兩者の間に、激烈なる生

異人族臺  
灣に移住  
を企つ

存の競争を始めたり。此の競争は、端を明の末代に起し、清の康熙を経て、乾隆嘉慶の間に最盛を極め、咸豐の頃まで繼續し、殆ど二百年に及べり。而して此の間に於ける競争は、支那人常に勝者の地に立ち、土蕃常に敗者の地に立てり。今舊記及び口碑の傳ふる所によりて、支那人の侵佔の手段を大別すれば、一は積極的手段とも言ふべきものにして、一は消極的手段とも言ふべきものなり。前者は、土蕃の愚なるに乗じ、百方巧言之を籠絡し、僅かに斗酒尺布の微を以て廣大なる土地と交易し、或は其の文字を知らざるを利用し、縦に支那人に利ある事項を記載せる契證に捺印せしめ、これを名として官に訴へ、其の土地を横領するものこれにして、後者は、公然威力を以て強迫し、其の家を燬き、其の族を殺し、終にこれを驅逐し、其の地を掠奪するものこれなり。嘉慶中支那人の噶瑪蘭及び埔里社の蕃地に進入せし時の事情の如き、後者の著しき實例といふべし。（臺灣に於ける支那人移住参照）

斯くの如くにして、土蕃は終に支那人と拮抗するの力を失ひ、縦に其の故土を

侵され、其の富源を占められ、今は支那人の移殖部落と接して、僅かに餘喘を舊土の一隅に保ち、或は遠く故土を離れて、他の山丘峡谷の間に、新たに住區を開くに至れり。今日支那化する土蕃、即ち熟蕃と稱する一群は、其の餘裔にして、一面には、少くも支那文明の受動者たるも、他の半面には、まさしく生存競争の失敗者たり。これが結果は、生齒日に衰へ、戸口月に減じて、嘗て埔里社の丘地に占居し、強勇を以て稱せられたる眉社といへる熟蕃の如き、道光二十七年、時の支那の官吏の巡察せる記録によれば、人口百二十四と稱せしも、今は全く部落を滅絶し、各所に離散漂泊するもの、合せて十一人（明治二十九年實地）に過ぎず。又今の嘉義方面なる西部平原に住せし蘇壹社といへる熟蕃の如き、嘗て和蘭人の據れる頃、即ち西暦一千六百三十九年の記録によれば、人口三千と稱せしも、今は二百人（明治二十九年實地）に過ぎず。以て人類の生存競争の勢力が、如何に優勝劣敗の動機を爲すかを知るべきなり。道光十五年、噶瑪蘭通判となりし柯培元嘗て、熟蕃歌一篇を作りて、此等土蕃の末路を歌ひしは、能く其の實情を描けるものなり。乃ち

左に記して、本節の結尾となす。

人畏生蕃猛如虎、人欺熟蕃賤如土、強者畏之弱者欺、無乃人心太不古、熟蕃歸化、勤躬耕、山田一甲、唐人爭、唐人爭去、餓且死、翻悔不如從前生、竊聞城中有父母走、向城中崩厥首、嗚嗚烏語無人通、言不分、書以手、跡未終、官若雙、竊視堂上有怒、容堂上怒呼杖具、杖畢垂頭聽、官險嗟、爾蕃何言、爾與唐人吾子孫、讓呼胡弗違、呼嗟乎生蕃殺人、漢人誘熟蕃、翻被唐人醜、爲民父母慮其後、之を要するに、臺灣に於ける人類の生存競争史は、今より二百年乃至三百年前の既往を一界線として、其の前後を二大時期に分つを得べし。

生存競争史の二大時期

第一期は、固有土蕃の臺灣を専占せる全盛の時期なり、而して該土蕃の或る本源地より移住せし時代に至りては、今攻ふべからざるも、隋の大業三年（即ち凡そ一千三百年前）支那の探検者が、臺灣に異俗の土人存在せしことを記するを見れば、少くも、此の時の以前に在ることを知るべきなり。第二期は、固有土蕃の失敗せる時期にして、移殖異族殊に支那人の制勝時期

なり、而して此の時期の中代には、其の競争の激烈を極めし時にして、支那的文明の感化を該土蕃の一部に及ぼし、之を同化せしめし起點も、此の時に在り。

下ノ關條  
和條約

## 第五章 割讓以後の臺灣

### 一 臺灣授受

明治二十七八年戰役の結果として、明治二十八年四月十七日即ち光緒二十一年三月二十三日、下ノ關に於て、日清媾和條約の訂結せらるゝや、其の第二條二項及び三項に曰く、

清國ハ左記ノ土地ノ主權並ニ該地方ニ在ル城壘兵器製造所及官有物ヲ永遠日本國ニ割與ス

一 臺灣全島及其ノ附屬諸島嶼

二 澎湖列島、即英國グリーンウィッチ、東經百十九度乃至百二十度及北緯二十一度乃至二十四度ノ間ニ在ル諸島嶼

而して同條約第五條に曰く、日清兩國政府ハ本約批准交換後直ニ各一名以上ノ委員ヲ臺灣省ヘ派遣シ、該省ノ受渡ヲ爲スヘシ、而シテ本約批准交換後二個



最初の總督樺山子

臺灣の受渡

月以内ニ右受渡ヲ完了スヘシ」と是に於て五月八日陰曆四月十四日該條約の批准書は清國芝罘に於て交換せられ同十日海軍大將樺山資紀子は臺灣總督仰せ付けられ且つ臺灣を授受する爲に全權委員として簡派せられたり此の時に際り前巡撫唐景崧等は其の本國の命令に従はず兵を構へ叛亂を企て清國政府は之を鎮定すること能はざりしより我が全權委員は清國全權委員李經方と基隆港外の海上にて僅かに授受の手續を了りしは六月二日とす當時兩國全權委員の間に交換せし協定の文書左の如し。

大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下ハ下關媾和條約第五條第二項ノ規定ニ依リ臺灣省ヲ授受スル爲ニ大日本國皇帝陛下ハ臺灣總督海軍大將從二位勳一等子樺山資紀ヲ大清國皇帝陛下ハ二品頂戴前出使大臣李經方ヲ各其全權委員トシテ簡派セリ因テ各全權委員ハ基隆ニ會同シ左ノ事項ヲ執行セリ

日清兩國全權委員ハ明治二十八年四月十七日即光緒二十一年三月二

十三日下關ニ於テ締結ノ媾和條約第二條ニ依リ清國ヨリ永遠ニ日本國へ割與シタル臺灣全島及其附屬諸島並ニ澎湖列島即英國クリンウイ、チ東經百十九度乃至百二十度及北緯二十三度乃至二十四度ノ間ニ在ル諸島嶼ニ於ケル主權並ニ別冊目錄記載ノ如ク該地方ニ在ル城壘兵器製造所及官有物ノ授受ヲ完了セリ

右證據トシテ兩國全權委員ハ茲ニ記名調印スルモノナリ明治二十八年六月二日即光緒二十一年五月初十日基隆ニ於テ二通ヲ作ル

兩國全權委員 署名

臺灣全島及其附屬諸島嶼並澎湖列島ニ在ル城壘兵器製造所及官有物

目錄

一臺灣全島及澎湖列島ノ各開港場並各府廳縣ニ在ル城壘兵器製造所及官有物

一臺灣ヨリ福建ニ到ル海底電線ノ處理ニ關シテハ後日日清兩國政府ニ於

臺灣授受  
人民綏撫  
の要

沿革志 第五章 割讓以後の臺灣  
テ商議決定スヘシ

臺灣總督  
府の組織  
を定む

是に於て事實上臺灣の主權を我に領有するに至りしより同日樺山總督の名を以て臺灣島授受人民綏撫の諭示を發せり曰く、  
大日本國皇帝陛下ハ明治二十八年四月十七日下ニ於テ締結ノ媾和條約ニ依リ大清國皇帝陛下所讓ノ臺灣全島及其附屬諸島嶼並ニ澎湖列島即チ英國グリーンウィッチ東經百十九度乃至百二十度及北緯二十三度乃至二十四度ノ間ニ在ル諸島嶼ニ於ケル永久ノ主權ヲ統有シ右各島嶼ニ於ケル城壘兵器製造所及官有物ヲ領有シ給ヘリ本官ハ茲ニ勅命ヲ奉シ皇帝陛下ノ御名ニ於テ前記ノ諸島嶼ヲ受取り臺灣總督トシテ一切ノ行政事務ヲ施行ス大日本帝國ノ所領地ニ住シ從順ニ適法ノ業務ニ従事スル衆庶ハ終始完全ノ保護ヲ享受スヘシ  
斯くて我が政府は臺灣總督府の組織を定め六月十七日樺山總督は文武官僚を率ゐて臺北に入り其の始政の式を舉行したり當日總督の朗讀せし左の祝

澎湖島の  
占領

詞は即ち我が臺灣を領有し治臺の經綸に任ずる宣言と見るべきなり。  
近衛師團長閣下を始め内外の來賓諸君今や我が國が戰勝に依りて得たる臺灣全島及び澎湖列島は大體先づ帝國の版圖に歸して皇化に浴するの地となれり資紀叨りに聖明の眷遇を忝うし本島綏撫の大任を拜受し來て殘留支那兵を剔除し茲に開應の式を舉ぐ資紀今より夙夜身を勵して居民の安寧を保ち其の幸福を進め以て聖恩に答へ奉らんとす。

### 二 臺灣鎮定

曩に我が征清の陸海各軍漸く其の歩を進め既に作戰第一期を經過し將に第二期の作戰を開始せんとし征清大總督府を戰地に前進せらるゝに際し一方には陸軍混成支隊を南に進め三月二十三日澎湖島に向ひ裏正角より上陸して馬公城を襲撃し翌日之を占領し次て他の要害砲臺を陥れ先づ民政を布きて島民を綏撫したり之を我が臺灣授受を了するに先だつこと凡そ二月の事

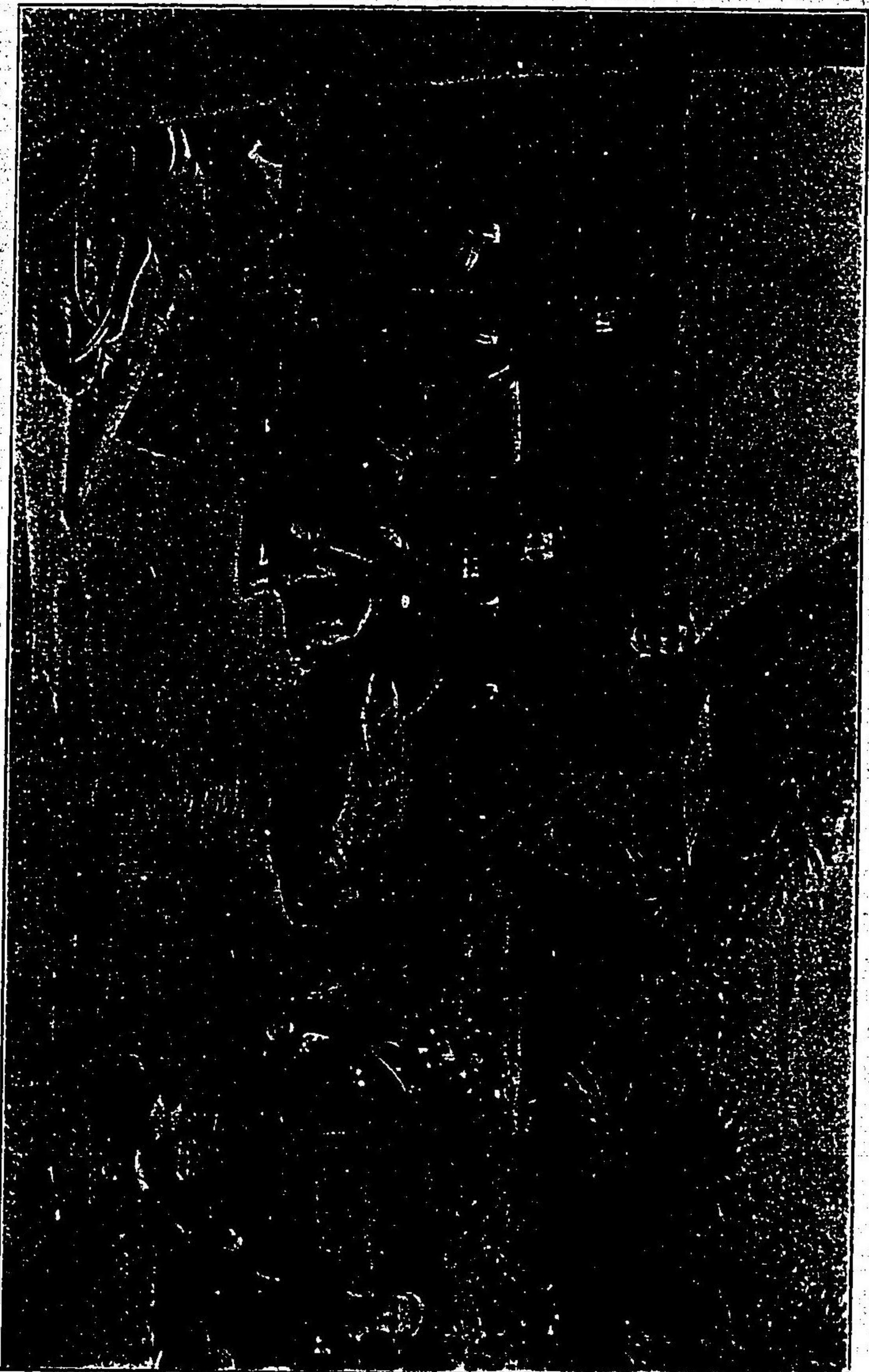
沿革志 第五章 割讓以後の臺灣

近衛師團  
臺灣の鎮  
定に向ふ

となす。  
既にして下、關係約の締結せられ臺灣の我に割讓せらるゝや、清國政府は報ずるに、臺灣に在る兵勇人民等騷擾を極め、實際叛亂の状態を爲せりとの情形を以てし、其の受渡の期を延ばさんことを求む。我が政府答へて曰く、臺灣に於ける主權は、既に我が國に讓與せられたり、其の平和秩序を保つゝの責任は、日本政府當さに之を負ふべしと、乃ち遼東出征中の近衛師團に命ずるに、臺灣の鎮定を以てし、五月二十九日、基隆沖に集合し、三貂角に上陸したり、當時近衛師團は、同師團長北白川宮能久親王殿下、躬ら統率せられ、三貂の峻路を越えて、基隆を攻撃し、之を陥没せしは、六月三日、即ち日清兩國全權委員の海上にて其の授受を了せし日の翌日なりき。

臺灣北部  
の鎮定

近衛師團は、十日基隆を發し、翌日臺北に入り、其の附近の餘賊を剿討し、七月二十八日、歩を第二期攻撃に進め、臺北を發して南進し、八月八日、新竹附近の賊を平げ、十四日、苗栗を占領し、二十八日、終に彰化附近を鎮定し、臺灣化部の鎮定を



圖の聲察御底鴻下殿王親久能長團師衛近

南進軍の  
計畫

完了したり。

此の時に當り、劉永福は、臺南に據りて固守し、益、猖獗を極めしより、我が大本營に於ては、三面攻撃の計畫を立て、陸軍中將高島綱之助子は、臺灣副總督仰せ付けられ、南進軍司令官となり、左の如く部署を定めたり。

一、近衛師團は、能久親王殿下之を統率し、彰化より嘉義を経て、臺南に向ふこと。

一、第二師團は、乃木陸軍中將之を統率し、南部枋寮より上陸し、鳳山を経て、臺南に向ふこと。

一、混成第四旅團は、貞愛親王殿下之を統率し、西部布袋嘴より上陸し、臺南の前側面に迫ること。

是に於て、近衛師團は、九月二十九日前進し、十月九日嘉義を占領し、混成第四旅團は、十月十日布袋嘴に上陸を始め、十九日曾文溪を占領し、第二師團は、十月十一日、枋寮に上陸し、十六日鳳山を占領し、二十三日、三面道を分ちて進み、臺南に

臺南鎮定

海軍の應

臺灣全島の靖定

沿革志 第五章 割讓以後の臺灣

入る。是より先き、二十日、劉永福は身を脱し安平港より厦門に逃れ我が軍の入るに及び、城門既に開け、又一兵の抗するものあらざりき。當時我が海軍艦隊は、或は臺灣近海の偵察に従ひ併せて敵と支那本陸との連絡を遮断し、或は到る所牽制運動を試みて陸軍に應援し、殊に南進合撃の時の如き先づ打狗安平の砲臺を攻陥し、以て我が陸軍をして常に後顧の虞なからしめたり。

是に於て樺山總督は臺灣の平定を大本營に報じて曰く、臺灣及澎湖島帝國の版圖に歸するや、資紀乏を臺灣總督に受け赴任せしに際し、本島授受に關する兩國委員の交渉は、既に結了を告げしも、土匪草賊の蜂起するに際し、資紀をして精銳忠勇なる陸海軍を指揮せしめらる。爾來匪賊剿討に驚鈍を盡したるも、彌久幾ど半歳を経過す、是れ資紀不肖の致す所にして、慚愧に堪へず。未開の地或は一二草賊の起るを免かれ難しと雖も、今や本島全く平定に歸す、仍て茲に報告す。

北白川宮征討紀念碑

明治二十七八年戰役之後、臺澎全土歸我版圖矣。而土匪起而抗我北白川宮、以近衛師團長送能奏討賊之功、其偉勳赫赫于萬世。三翁敬我軍初上陸、置師團司令部之地、今乃建石此地以傳後世。

明治二十九年四月、臺灣總督海軍大將伯爵樺山資紀、臺灣北白川宮、陸軍砲兵少佐從六位勳五等、南浦、時、酒井、千田、恒雄、陸軍砲兵大尉正七位勳六等、松本、六、雄、陸軍技手勳八等、工工、千田、恒雄、



北白川宮征討紀念碑

而して十月二十八日電報を以て、左の勅語を總督に傳送せられたり。  
其部下南進軍百餘ヲ排シ速ニ臺南ノ賊徒ヲ掃蕩ス朕之ヲ嘉ス卿宜シク其  
後ヲ善クシ以テ全島ノ平定ヲ完クスヘシ  
初め、近衛師團の三貂角に上陸せしより、此に至るまで六月、臺灣全く平定せり。  
蓋し臺灣の擾亂を極めしは、實に唐及び劉の徒の、或は在臺の清兵を使曠し、或  
は謠言を捏造し、愚民を煽動せしに因れるを以て、其の造亂の罪惡むべきも、其  
の情に於て、憫むべきものあるを以て、總督は、一方には、進剿電掃、毫も假さず  
しと共に、特に寬典を以て、敗兵の死罪を宥免し、且つ無賞を以て、汽船に搭載し、  
清國に送還することを許し、又賊に與みせる者も、我が兵未だ到らざるに先だ  
ち、迅く軍門に降り、誠を致して歸順するあらば、一切前罪を寬宥して究めざる  
ことを諭し、以て我が寬大の旨を告知したり。

### 三 人民の綏撫

租税蠲免

日清媾和條約第五條によれば、日本國へ割譲セラレタル地方ノ住民ニシテ右割譲セラレタル地方ノ外ニ住居セント欲スル者ハ自由ニ其ノ所有不動産ヲ賣却シテ退去スルコトヲ得ヘシ其ノ爲メ本約批准交換ノ日ヨリ二箇年ヲ猶豫スヘシとあり、されば當初其の島民は未だ純然たる我が帝國の臣民と認むべからざるのみならず、其の頼る所を失へる支那兵は頑冥不逞の徒と結託し、四方に出没して掠奪を肆にし、或は流言飛語を放ちて愚民を煽動し、治平の障害を醸さしめんとするものありき、故を以て、其の上陸の初め、先づ人民綏撫の諭示を發し、各堵に安んじ、業に従ひ、完全の保護を受くべきことを告知せしが、更に體恤愛民の至意を實にするが爲に、明治二十八年七月六日、租税蠲免の諭示を發して曰く、

臺灣各島既ニ全ク大日本帝國ノ所屬ニ歸シ士民悅服永ク昇平ヲ頌ス詎ソ料ラン不法ノ徒匪類ヲ囂集シ愚民ヲ煽動シ騰敢負隅以テ我カ軍ニ抗ス惟是烏合ノ草賊殲滅シ難カラサルモ爾等順良民衆忍悻驚惶未タ堵ニ安シ業

桂總督の施政方針

乃木總督の施政方針

ニ就ク能ハス我大皇帝至仁至德爾等ノ民瘼ヲ軫念スル殊ニ深ク特ニ恩詔ヲ沛クシ臣資紀ニ命シテ海關諸税暨ヒ官租ヲ除クノ外本年全臺澎湖各地民間ノ錢糧及諸税ヲ蠲免セラル誠ニ是レ皇恩海ニ似テ帝徳天ノ如シ爾士民等一體知悉シ恭ク聖旨ヲ奉シ勵精盡瘁以テ報效ヲ圖ルヘシ

而して爾來尙ほ亂後の民心、徒に危懼を懷き、未だ全く堵に安んずるに至らざりしを以て、翌二十九年六月、時の總督桂太郎子は其の施政の方針を訓示せる中、亦島民綏撫の趣旨を布衍して曰く、

地方行政は、被治者と直接の關係あるを以て、政務の施行上、寛猛其の度に適するを要するが故に、一面に於ては指導教養、以て皇化に服せしめ、一面に於ては刑罰嚴明、以て威信を示すことを勉むべし。故に地方行政の目的を達せんには、地方官は警察と兵備とを羽翼とし、以て寛猛其の中正を得んことを期すべし。

既にして十二月、時の總督乃木希典男も、亦同じく施政の方針を示せる中に曰

本島土民の祖先以來遵守したる舊慣故俗は深く腦裡に浸潤して殆ど不文の法度となれるものあり其の甚しく本邦の定例に違ひ施政上の障害たるものに至りては之を廢除すべきは論なしと雖も其の辨髮纏足衣帽の如きはこれを改むると否とは土人の自由に一任し又鴉片煙の如きは一定の制限の下に漸次防遏の效を收めんとす其の他良習なり美俗たるものはこれを保護せしめ以て施政の利便に供すべきなり。

尙ほ茲に特筆すべきは我が天皇陛下の夙に新附の民を綏撫するに軫念あらせ給ふことなり乃ち明治二十九年十二月二十五日帝國議會開院式に於ける勅語の中に、

臺灣ニ於ケル人民ノ撫育ハ朕カ深ク軫念スル所ナリ將來益秩序ヲ整頓シ福祉ヲ増進セムコトヲ要ス

との旨を宣ひ、次て三十年八月二日京都御所に於て乃木總督に左の勅語を賜

新附の民を綏撫するの勅語

はりたり。

臺灣諸島朕カ版圖ニ歸セシヨリ日尙々淺ク新附ノ民未タ或ハ其堵ニ安セサル者アラシク宜シク民情舊慣ヲ觀察シ撫恤ヲ加フヘシ卿善ク朕カ意ヲ體シ官紀ヲ慎肅シ政綱ヲ簡明ニシ以テ德化ヲ宣揚スルコトヲ勉メヨ而して三十年五月八日は媾和條約批准交換後二年に當り島民の去就應さに定まるべき期限なりしを以て二十八年十一月先づ左の規定を公布したり。

一臺灣及澎湖列島住民にして本地方の外に轉居せんと欲する者は累世の住民と一時寄留の住民とに論なく其郷貫姓名年齢住所不動産等を記載し明治三十年五月八日以前に臺灣總督府の地方官廳に届出づべし其提携する家族に就ても亦同じ。

一土匪の擾亂に與みし官軍に抗拒したる者と雖も降順降服して兵器を納めたる上は本地を退去することを許す。

一本地を退去する者の携帶すべき家財に就ては總て海關税を免除す。

臺灣島民退去規定



臺灣紳卒

斯くて其の期に至り、島民多くは止まりて、我が國籍に編入せられ、皆帝國の臣民たるに至れり。是より先き、二十九年十二月、臺灣紳卒條規を定め、臺灣島民にして、學識資望を有する者には、紳章を附與することとし、以て新附の民を待遇する道を開けり。

匪徒に對する處分

斯く一方には、寛厚以て新附の民を懐くるに力めしと共、其の頑冥悟らず、妄に治安を妨ぐるの所爲あるものは、嚴懲必罰毫も假借するなく、以て我が威信を示すべきこととし、凡そ我が軍隊に抗敵し、施政に反抗し、或は暴行脅迫を爲すが爲に、多衆結合するの罪は、其の首魁教唆者及び謀議に參し、指揮を爲したる者を、死刑に處し、附和隨從し、又は雜役に服したる者も、重きに依りて處断することとし、初め二十八年七月、臺灣人民軍事處分令を發して、之を定め、次で二十八年十一月、臺灣住民刑罰令を發布するや、亦其の中に明條を掲げ、翌年八月、帝國刑法を臺灣に適用するや、三十一年十一月、特に匪徒刑罰令を發布し、此の制裁を存したり。

保良局

又明治二十八年八月、臺北縣下大稻埕の紳商等相謀り、官民の間に在りて、上意下達、下情上疏以て良民を保護せんとの趣旨に依り、保良局を設置したりしが、當局者は、之に保護を與へしより、爾來日を經るに従ひ、他縣下に於ても、之を設くるもの漸く多く、其の數遂に三十餘所に達し、亂後草創の際、未だ人情習慣等を知悉するの便宜なき時に當り、これが爲に官民共に便益を得しこと少からざりき。

#### 四 臺灣領有の宣言

臺灣と南方なるフィリピン群島(當時四班牙領)とは、バシー海峡に於ける、一定の境界明ならざりしが、我が臺灣領有の初め、日西兩國版圖の境界に關する、左の宣言を協議決定し、明治二十八年八月七日之を交換せり。

日本國皇帝陛下ノ政府及西班牙國皇帝陛下ノ政府ハ均シク兩國間ニ現存スル所ノ好誼ヲ増進センコトヲ希望シ而シテ太平洋ノ西部ニ於ケル兩國

沿革志 第五章 割譲以後の臺灣

日本及び  
四班牙兩  
國版圖の  
境界に關  
する宣言

版圖ノ所領權ヲ明確ニ爲シ置クコト右希望ヲ達スルノ一助ナルヘシト信  
 スルヲ以テ之カクメ兩國政府ヨリ委任ヲ受ケタル下名即チ日本國皇帝陛  
 下ノ外務大臣臨時代理侯爵西園寺公望及西班牙國皇帝陛下ノ特命全權公  
 使ドン・シ・セド・ラ・リ・カ・キ・カルウオハ左ノ宣言ヲ協議決定セリ

第一 此宣言ニ於テバシ―海峽ノ航行シ得ヘキ海面ノ中央ヲ通過スル所  
 ノ緯度並行線ヲ以テ太平洋ノ西部ニ於ケル日本國及西班牙國版圖ノ境界  
 線ト爲スヘシ

第二 西班牙國政府ハ該境界線ノ北方及北東方ニ在ル島嶼ヲ以テ其有ナ  
 リトスルコトナキ旨ヲ宣言ス

第三 日本國政府ハ該境界線ノ南方及南東方ニ在ル島嶼ヲ以テ其有ナリ  
 トスルコトナキ旨ヲ宣言ス

明治二十八年八月七日即チ西曆千八百九十五年八月七日東京ニ於テ宣言  
 書ニ通テ作り之ニ記名スルモノナリ

臺灣に關  
 する我が  
 政府の宣  
 言

既にして臺灣全く平定に歸するや此の際訂盟各國に向ひて我が政府の意志  
 を宣言すること必要なりとし西園寺外務大臣臨時代理より左の如く宣言し  
 たり

臺灣地方既ニ平定ニ歸シタルヲ以テ日本帝國政府ハ同地ニ居住シ又ハ同  
 地ニ往來スル各訂盟國ノ臣民人民及船舶ニ向テ左記ノ特典便益ヲ許與ス

第一 日本帝國ト通商及航海ノ條約ヲ締有スル各國ノ臣民及人民ハ淡水  
 基隆安平臺南府及打狗ニ於テ居住シ且商業ヲ營ムコトヲ得又右等諸國ノ  
 船舶ハ淡水基隆安平及打狗ノ諸港ヘ寄港シ且積荷ヲ輸出スルコトヲ得

第二 臺灣ハ其情形上特殊ナル所アリト雖モ日本帝國ト各訂盟國トノ間  
 ニ現存スル通商及航海條約稅則及其他ノ諸取極ハ出來得ヘキ限臺灣ニ居  
 住シ又ハ同地ニ往來スル各訂盟國ノ臣民人民及船舶ニモ之ヲ適用スヘシ  
 但前記ノ特典便益ヲ享受スル者ニ於テハ常ニ臺灣ニ於テ施行セラルノ所  
 ノ法令ヲ遵守スヘキモノトス

現行條約  
實施に關  
する臺灣  
總督の立  
言

沿革志 第五章 割讓以後の臺灣  
明治二十九年一月二十九日

二六二

是に於て臺灣總督は右宣言の旨趣に據り、民政局長をして、在臺灣各國領事へ  
向け、左の如く通知せしめたり。

拙者ハ我帝國政府ヨリ臺灣總督ニ向テ發シタル訓令ニ從ヒ左ノ事項ヲ貴  
下ニ通知スルノ榮譽ヲ有ス

日本帝國ト訂盟各國間ニ成立スル現行條約及協定ノ事件ハ之ヲ適用シ得  
ル範圍ニ於テ臺灣ニ施行セラルヘシ

明治二十九年二月十九日

桂總督の  
外交方針

而して本島の如き新領の版圖に在りては、外國に對する交渉多きを免れざる  
を以て、宜しく時勢の大局に顧み、傲を慎み、漸を戒め、苟くも帝國の威信を損傷  
することなきを期すべしとは、亦我が臺政運施の方針にして、明治二十九年六  
月時の桂總督の示せる左の訓諭は、之を代表せるものなり。  
文武の政務を問はず、其事の外國政府又は外國人と交渉するものに付ては、

之を處置すること、最周匝確實なるを期すべし、蓋し外國政府又は外國人に  
交渉するものは、其事件の進行如何に依ては、其の關係は、當府に止らずして、  
帝國政府に累及することあるべく、畢竟小故の爲に、國際の問題を惹起する  
ことを欲せざると同時に、苟も帝國の威信を損傷することなきを期せざる  
べからず。

### 五 行政施設

明治二十八年六月十八日、即ち臺灣總督府始政の式を舉行せし翌日より、民政  
事務の施設を開始したり、然れども、當時臺北附近の地すらも、尙ほ未だ兵塵の  
區たるを免かれずして、蜚語紛々、人心搖々、千百の事端雜然滋生し、行政官と雖  
も、其の本分以外に、多くの力を割きて、之を軍隊の斡旋に致さるべからざる  
の情勢なりき、而して中部南部に至りては、羽檄旁午、干戈絡繹し、終に行政の端  
を啓くに由なかりしかば、八月に至り、軍隊の行動を敏捷にし、以て鎮定の奏功

臺灣民政  
の開始

軍事官衙  
の組織

民政組織  
の復舊

行政組織

臺灣總督  
の權限

沿革志 第五章 割讓以後の臺灣

二六四

を迅速ならしむる爲め、更めて總督の下に、軍事官衙を組織することとし、民政の施設を中止したり、斯くて軍隊の進行に伴ひ、逐次地方廳を開き、十月下旬には全島の過半、地方行政の運施設を見るに至れり。

越えて一年、即ち明治二十九年四月に至り、全島全く平定に歸せると以て、再び民政組織に復舊し、中央及び地方行政の機關を新設し、其の運施設の端を啓けり。今其の制度は、中央に總督府あり、全島の文武政務を總轄し、地方に縣及び廳あり、上級行政の機關とし、辨務署あり、下級行政の機關とせしが、後二十廳を置き、之を治む。又島内の警備及び匪徒鎮壓の事に任ずる爲め、守備混成旅團の編制あり、而して之に對する臺灣總督の權限は、實に左の如し。

一、總督は委任の範圍内に於て、陸海軍を統率し、内務大臣の監督を受け、諸般の政務を統理す。

二、總督は、其の職權若くは特別の委任に依り、總督府令を發し、之に禁錮一年又は罰金二十圓の罰則を附することを得。

行政系統  
上臺灣總  
督府の地  
位

三、總督は、其管轄區域内の守備及び防禦の事を掌る。

四、總督は、其管轄區域内の安寧秩序を保持する爲に、必要と認むるときは、兵力を使用することを得。

五、總督は、所部の官吏を統督し、進退し、及び所部文官を懲戒す。

六、總督は、其管轄區域内に法律の効力を有する命令を發することを得。命令發布後、直に勅諭を請ひ、勅諭を得ざるときは、直に其命令の將來に向て効力なきことを公布す。

(參照) 行政系統上、臺灣總督府の地位に關し、木村匡氏の「臺灣行政法」に述ぶる所、簡明にして要領を盡せるを以て、其の一節を左に抄記す。

行政の機關を分て、官府及び地方團體の二となす結果として、中央行政及び地方自治の區別あり、自治を認めざる行政組織に於ても、全國に普通なる統一の行政と、専ら地方局部の利害に關する地方行政との區別あるべし。茲に於てか、臺灣總督府の地位は、中央行政なるか、地方行政なるかを、決せざる可らず。

沿革志 第五章 割讓以後の臺灣

二六五

國家直接の行政と、地方團體の行政とを區別して、臺灣總督府の地位を論定せんとせば、臺灣總督府は國家の行政たりと云はざるべからず、如何となれば、臺灣は、未だ自治の團體を認めざればなり。若し夫れ全國に普通なる統一の行政と、専ら地方局部の利害に關する地方行政とを區別して、臺灣總督府の地位を決定せんとせば、臺灣總督府は、地方行政の官府たることを疑はず。如何となれば、國家直接の行政は、内務大臣之に當り、臺灣總督は、内務大臣の監督に屬する行政官として、臺灣及び澎湖列島に行政を施行するものなればなり。

然れども、殖民地の官府に對しては、中央官府又は地方官府たるの區別を明かにするを要せざるべし。今外國の例に依るに、英國のカナダ殖民地、喜望峯殖民地、東方各殖民地の如き、皆其の成立を異にし、殖民地各自に責任政府を有するものあり。此の如きに至ては、中央政府又は地方官府の何れにも編入すること能はずして、行政系統上の一變例に屬せざる可らざる。

評議會及  
陸海軍  
幕僚民政  
部

ものたらん、今臺灣總督府の地位の如きは、前に述べたるが如く、大體に於て地方官府たることを疑はずと雖も、行政學上適切なる區別にあらざるべし。一例を擧ぐれば、臺灣總督たる地方官府の下に、別に地方官制を定め、以て臺灣總督の監督に屬する縣知事を置くが如き、純然たる地方官府と其の組織を異にするものあればなり。

又總督府に評議會を置き、當該上長官を以て組織し、法律の効力を有する命令を發せんとするとき、之を議決し、豫算案及び決算、重大なる土木工事の設計、人民の請願にして特に重大なるもの等の事項を諮詢する機關とし、其の他總督府内に、陸軍及び海軍幕僚あり、以て軍務の中樞となし、民政部あり、以て民政の主腦となす。

(參照) 左に示すは、我が領臺の初より、現時に至るまで、民政施設に關する地方政區の變遷表なり。

第一變遷	第二變遷	第三變遷	第四變遷	第五變遷	第六變遷
二十八年八月 地方官假官制 基隆支廳 宜蘭支廳 新竹支廳	二十八年八月 總督府條例 基隆支廳 宜蘭支廳 新竹支廳 淡水支廳 嘉義出張所 彰化出張所 雲林出張所 苗栗出張所 埔里出張所	二十九年三月 地方官々々制 臺北縣 臺中縣 臺南縣	三十年五月 地方官々々制 臺北縣 新竹縣 宜蘭縣 臺中縣 嘉義縣 臺南縣 鳳山縣 臺東縣	三十一年六月 地方官々々制 臺北縣 宜蘭縣 臺中縣 臺南縣 臺東縣	卅四年十一月 地方官々々制 臺北縣 基隆支廳 宜蘭支廳 新竹支廳 桃園支廳 新竹支廳 苗栗支廳 彰化支廳 南投支廳 嘉義支廳 臺南支廳 臺東支廳 澎湖支廳

司法事務は、初め臺灣住民刑罰令の規定あり、特別なる制裁の下に立たしめしが、明治二十九年八月臺灣に於ける犯罪は帝國刑法に依り、之を處斷する旨公布せり。然れども、盡く之を本島住民に適用せんとするは事實上爲し能ふべからざるを以て、其の條項中臺灣住民に適用し難きものは、別に定むる所に據るとの除外例を設け、且つ時の桂總督は、其の趣旨に就きて、左の訓示をなせり。

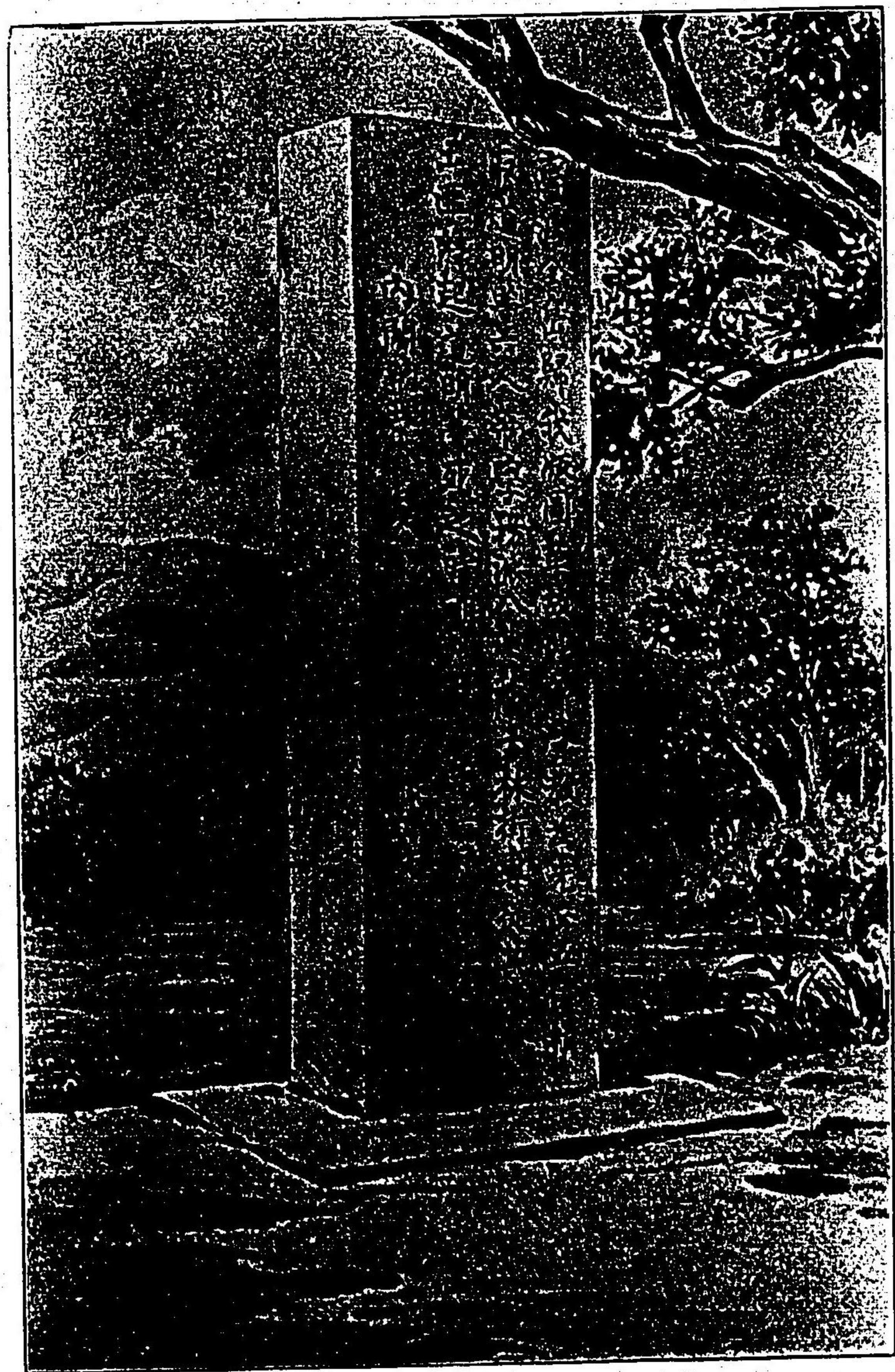
備	考
(第一變遷) 最初の民政施設時代に於て、臺北縣下の他は、實施に至らず、又其の後淡水支廳を増設せり。 (第二變遷) 軍事官衙施設時代にして、既設臺北縣下の他は、民政支部に變更せり、又臺灣支部下に於て、彰化出張所を廢し、鹿港出張所を置き、臺南支部下に於て、安平出張所を廢せり。 (第三變遷) 民政施設復舊時代にして、官制は勅令を以て之を規定せり。 (第四變遷) 官制(勅令)改正の結果なり。 (第五變遷) 同前 (第六變遷) 同前	同前 同前

内地に於ける法律規則は漸次之を本島に普及するを勉むべしと雖も、人情風俗言語の異なるものあるが故に、彼此の區別を撤し、同一の法律規則の下に之を律せんとするときは、彼此衝突を免れざるのみならず、人民をして生命財産の安固を保たしむるの目的を達すること能はざるべし。故に地方行政の進行と共に、各地の人情風俗言語の異同を審査し、法律規則の之に適應せざるものに付ては、勅令又は律令を以て、除外例を規定し、兩々相須つて其の目的を達せざるべからず。

島民の教育

島民の教育は先づ邦語を習得せしめ、主として帝國なる觀念を養成するは、缺くべからざる設備の一たり。是に於て其の軍政施設の際に於て既に其の端緒を創し、次て公學校の制を布き、全島の要地到る所に設立を見るに至り、尙ほ各學校に於て教育に關する勅語捧讀に續き、譯文を以て聖旨を貫徹せしめんとする時の爲め、明治三十年二月十八日左の漢譯文を定めて之を公布せり。

勅諭



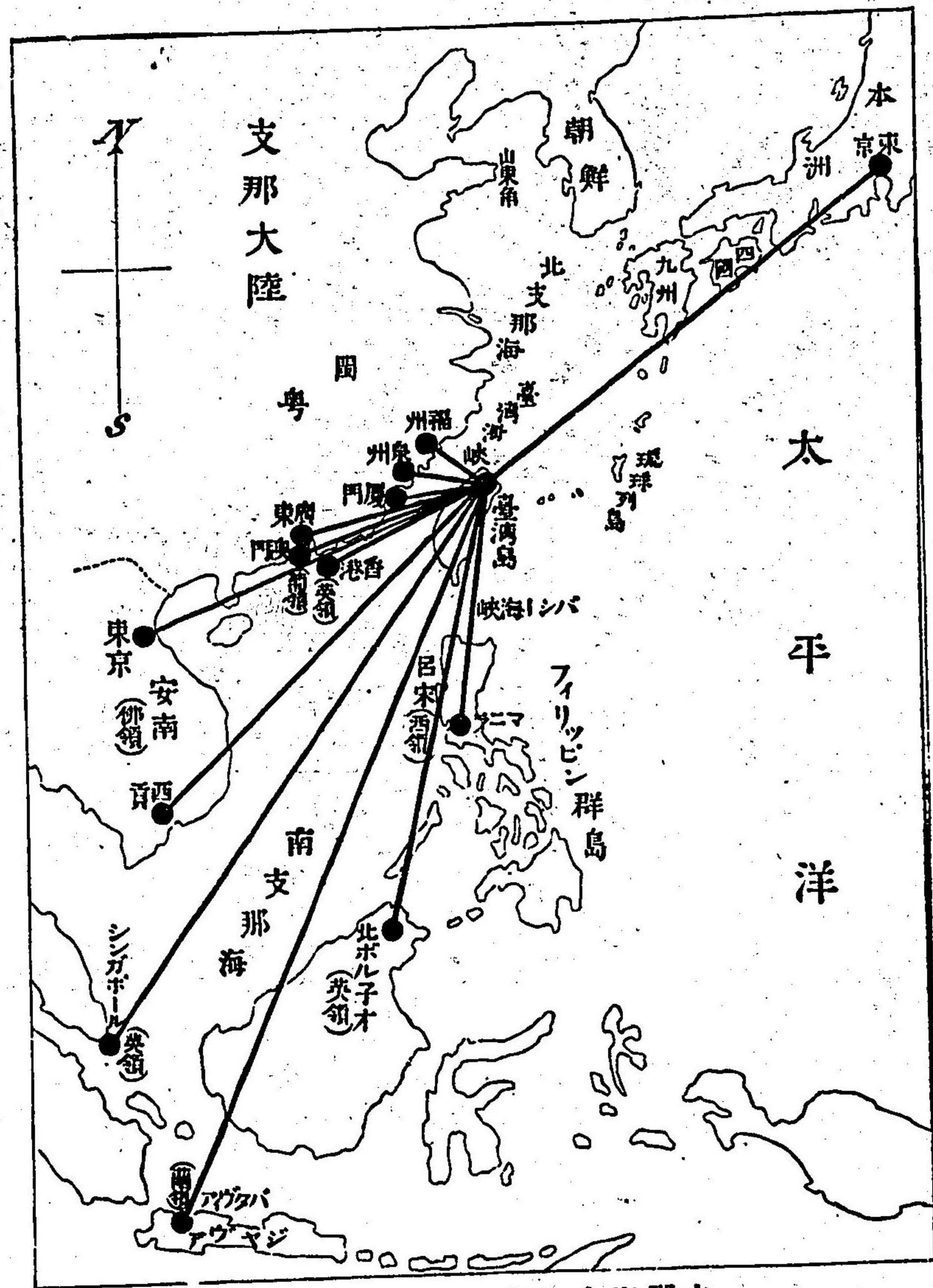
學務官倭遺難の碑

朕惟我皇祖皇宗。肇國宏遠。樹德深厚。我臣民克忠克孝。億兆一心。世濟厥美。此我國體之精華。而教育之淵源。亦實存乎此矣。爾臣民孝于父母。友于兄弟。夫婦相和。朋友相信。恭儉持己。博愛及衆。修學習業。以啓發智能。成就德器。進廣公益。開世務。常重國憲。遵國法。一旦緩急。則義勇奉公。以扶翼天壤無窮之皇運。如是不獨爲朕之忠良臣民。亦足以顯彰爾祖先之遺風矣。斯道也。實我皇祖皇宗之遺訓。而子孫臣民所宜俱遵守。通之古今。不謬。施之中外。不悖。朕與爾臣民。俱拳々服膺。庶幾咸一其德。

御名 御璽

其の他の  
亦業  
又殖産興業。土木運輸。交通警察。衛生等の諸事業は、實に本島の經營上、及び移民上の急務たるのみならず、島民をして其の利便を享有し、良政を感戴せしむる所以の捷徑なるを以て、これを完備するの計畫、今や著々其の歩武を進めつゝあり。願ふに此の幾多新創の施設、其の功を奏し、果を結ぶに至らば、嘗てルードウキヒ、リクス氏が、其の臺灣島史の終りに於て、「日本帝國の範圍に跨ると共





支那上海に占むる島の地歩

沿革志 第五章 割譲以後の臺灣  
 に臺灣島は吾人現世紀の進歩文化に直接の聯絡を得るに至れり。將來臺灣島  
 に一新時期の來らんことは吾人疑を容れざる所なりと評せし豫言をして始  
 めて實あらしむることを得べきなり。

## 第六章 臺灣沿革概論

赤嵌筆談といへる書あり、中に臺灣の形勝をトして曰へらく、宋朱文公登福州鼓山、占地脈曰、龍渡滄海、五百年後、海外當有百萬人之郡、今歸入版圖、年數適符、熙々穰々、竟成樂郊矣、ト、以て古來臺灣が如何に重きを支那の識者に置かれたるかと思ふべきなり、管に重きを支那人に置かれしのみならず、歐洲の大陸寧ろ世界の大陸が初め印度以東に於ける國土の存在を知りし以來、實に臺灣を以て東西交通の中心、東洋貿易の根據の一と認めたりしは事實なり、故を以て臺灣は、單に支那海上の一孤島にあらざるなり、一方には、世界交通の公路たると同時に、他方には、東洋門戶の鎖鑰にして、臺灣に於ける利害は、世界の消長に關係を有するもの多く、隨ひて、臺灣の歴史上には、其の或る度までは、世界の歴史と交渉を有することを忘るべからず。

第一期

然の結果として、其の西隣なる支那人に在りしは判かなり、蓋し支那の我が日本と往來するや實に年久しく、殊に隋唐の代に際りては中古に於ける彼我交通の般盛なりし時にして、而かも當時に於ける航路は専ら南道に據りしを以て臺灣島の存在は早くも此の既往に於て探知せられ、地勢上琉球列島と一帯斷續連亘して宛も隴石の狀をなすの故を以て、時の支那人は認めて以て琉球の一部となし、或は今の琉球本島を呼びて大琉球といひ臺灣を呼びて小琉球といひたりき、然れども當時海外經略の發展未だ全く伸びず、其の棲む所の人類は、管に言語の通ぜざるのみならず、實に袒裸肝膽の狀態に在りたるより、これを荒服の外に棄て、顧みず、僅かに其の地の大陸に接近せる澎湖三十六島を收めたりしに過ぎず、隋の開皇中、次で元の末葉に及び澎湖島に巡司を置き、稍統治の端を啓きたりしが、島人の叛服信にし難きものあるを以て、明の洪武五年、湯信國の議を用ひ、これを漳泉二府の間に徙し、其の地を墟にして、禍亂を絶たんことを期せり、而して此の姑息の政略は、益不逞の徒をして潛聚するの

區となさしめ、夫の明の末葉に於ける、幾多の海寇は、すべて此等の放棄せられし孤島に據りて、嚙聚遁逃の藪と爲しき、否、管に内寇をして據りて禍根を固くせしめしのみならず、當時東西洋に於ける外部の二大勢力は、此の放棄せられし空隙を填充せんとして迫り來れり、一は即ち西進せる日本人にして、一は即ち東進せる歐洲人なり、是より先き、支那の元の末葉以來、我が戰國擾亂の活劇は、戰敗の豪族を驅りて海外遠征の企畫を爲さしめ、所謂八幡船といふもの、支那を横ざりて、印度及び南洋諸島に航行し、屢支那の沿岸を侵し、かば、時の支那人をして恐るべき倭寇の名を下し、日本は古に患へずして今に患ふこと歎せしむるに至りたりしが、中には臺灣及び澎湖に據りて、其の根據と爲すものも少からざりき、宛かも之と時を同じくして空前なる喜望峰回航の結果は、絶東航海の導火となり、一千五百年代には、已に葡萄牙、西班牙人の支那海を北に進みて、臺灣海峡を通過するものあり、*フォルモサ*（華麗島）の名を以て、少くも歐洲の文明人に、其の豊沃の寶庫たることを紹介するの濫觴を爲すに至り、當

## 第二期

時東洋の注目は殆ど全歐の輿望ともいふべかりし時機なりしにぞ臺灣をして竟に世界に於ける局面の地位に立たしめし發芽を萌生したりける。東洋航海者の此の過頌的なる紹介は、益、絶東航海の針路をして頻繁ならしめ、西曆一千六百年代には、西班牙人は根據地をフィリピン群島の一なる呂宋に定め、葡萄牙人は殖民地を支那の南岸なる澳門に開きしかば、これが競争者なる和蘭人は、大に其の舉に刺激せられ、一躍銳進して、根據を此の絶東華麗の島嶼に占めんことを企て、西曆一千六百二十二年、即ち明の天啓二年、先づ支那人の放棄に乗じて、臺灣の咽喉たる澎湖島を占領したり、蓋し澎湖は支那安危の關鎖にして、其の和蘭の領有は、支那永遠の安寧を害するの虞ありしより、朱明政府は、斷然異議の干渉を試み、澎湖島を放棄せしめんとせり、然れども、時の和蘭は、殆ど世界の海權を掌握するの勢威ありしにぞ、當にこれに應ぜざりしのみならず、反つて砲臺を築き、守備を嚴にし、縱に島民を捕へて奴隸とし、印度地方の移民地に販賣し、且つ海軍を派遣して、支那沿岸に侵掠を企てける、朱明政

府は、其の支ふべからざるを知り、越えて二年、即ち天啓四年、和蘭人にして、若し澎湖島を放棄せば、明政府は、其の臺灣島を占領するに向ひて、何等の異議を表することなかるべしとの讓與的なる條件を以て、平和の條約を締結せり、夫れ臺灣と澎湖とは、尙ほ唇齒の關係あり、若し夫れ澎湖を得るも、臺灣を失はば、支那の不利は五十歩百歩に過ぎざるべきも、當時の情勢、亦實に止むなきの機變に出でしなるべし、而して和蘭人をして、公然臺灣を占領せしめ、支那海上の權力を憚りなく、縦にせしめし起點は、蓋し此の時に在り、是より先き、和蘭は瓜哇の要港、パタヴィヤに、東印度會社を設け、東洋貿易の主管と爲しつゝ、ありしかば、臺灣も亦同會社の管轄の下に屬し、領事を置き、島内の政務を掌理せしめ、次でゼイランディア (Zeelandia) 城を、今の安平に築き、以て海外の防備となし、プロヴィデントニア (Providentia) 城を、今の臺南城の在る所に築き、以て政務の廳となせり。

當時臺灣に於ける住民は、支那人及び少數なる日本人もありしならんも、其の

多數を占めしは土蕃にして而かも和蘭人の目的も主として土蕃の撫育に力め延きて自堅の爪牙と爲さんことを期したり而して其の撫育の手段として、一に宗教の力を藉り以てこれを感化し、これを助くるに教育的の方法を用ひ、以て啓導の效を完くすることを企てしは事實にして、現に一部の土蕃の如きは、誠心一意和蘭人の命ずる所に服従し、同族と雖も和蘭人の爲には、敵として顧みざるの狀ありしといへば、和蘭人が如何に感化啓導に力を致し、ことの深かりしかを推知し得べきなり、斯くて其の感化の波及せる界域は、實に今の臺南附近に分布せる土蕃を初め、仍ほ漸次に範圍を擴張し、南は鳳山、北は今の彰化新竹附近にまで、著手の端を啓きたりき。

是の時に當り、和蘭人の移殖するもの、官民六百、守兵二千二百と稱し、支那人の數の如きは、二萬五千戸乃至三萬戸を算へたり、特り日本人の數に至りては、未だ審かならざれども、我が徳川氏の初年來、朱印船なる保護の下に、外國貿易を獎勵せし結果、中國九州地方の商人は、地を曩きの戰敗遊航者と易へ、積極的に

支那南洋間の通商に従事せしもの多く、隨ひてこれが門戸の地位を有する臺灣には、寄航移住を爲すもの、數も甚しき寡少にはあらざりしなるべく、加之、是より先き豊臣氏が、戦勝の餘威を揮うて、西朝鮮を征するや、更に圖南の計を畫し、先づ臺灣を附庸として、其の根據と爲さんことを企て、原田孫七郎といふものをして、教書を齎し、臺灣に到らしめしことありと云ひ、次で徳川氏も亦密かに秘計を村山等安に授け、名を交通に託して、臺灣の占有を企てしめしことありとの事實さへ傳ふるより見れば、日本と臺灣との往來稍繁かりしは、事實の上に推測し得べきなり、是に於て、和蘭領事は、在任の支那人及び日本人に、一定の課税を爲さんと企てしに、我が商人は、先住者たる故を主唱し、之を肯んぜず、一時在臺灣の日本人と和蘭領事との間に紛議を生じ、勢延きて日蘭兩國の交渉を惹き起さんとするの傾きあるに至りしが、斯くては、有望なる日蘭貿易の上に、影響を及ぼすの虞あるを以て、ベタヴヤなる和蘭總領事は、讓歩の處分を取るに決し、且つ駐臺領事の交代を命じたり。

然れども其の自己の競争者に對しては、他くまで之を壓倒して利益の局面に獨歩せんとせるは、和蘭人の方針にして、臺灣に於ける西班牙人の驅逐の如き、其の事例の著しきものとす。初め西曆一千六百二十六年、即ち和蘭人の南部臺灣を占領せる後二年、西班牙人は、支那呂宋間の貿易を保護するためとの名を以て、北部臺灣なる基隆港に上陸し、サンサルヴァドル城(San Salvador)を築き、又淡水港にサンチアゴ城(Santiago)を築けり、而して是れ支那海上、就中臺灣近海の海權を獨占せんとする、和蘭人の爲には、まさしく一敵國を設けしのみならず、其の西班牙人の經始する所、或は附近の土蕃を撫育し、在住の日本人、支那人をも統制するの緒に著手する等の事情ありしより、和蘭人は、益々これに刺衝せられ、以爲らく、西班牙にして臺灣北部の二大要港に勢力を得るときは、(一)日本にも支那にも連絡するに兩つながら便利を得べし、(二)日本と西班牙との連絡は、和蘭海權上の妨げとなること大なりと、乃ち西曆一千六百四十二年、兵力に訴へて、西班牙人を臺灣の島外に逐へり、而かも之に先だつこと三年、葡萄牙人に迫

り、威力を以て、日本との貿易を禁止せしにぞ、支那海上に於ける權力は、殆ど全く和蘭人の掌握に歸せんとせり、此の全盛なる餘威は、屢發して海上の跋扈となり、外船の臺灣近海を航するものは、往々其の制肘を被るを免れざるものありき、夫の有名なる近古の史談として知らるゝ、我が濱田彌兵衛の事蹟の如き、實に此の際に起れる強硬なる被害要償の一談判なり。

已にして我が外交の禁止と共に臺灣島中、日本人の足跡を絶ち、往時世界の海王として、其の威力を振ひたりし和蘭も、時運の經過は、漸く驅りて衰頹に導き、遂に朱明の遺臣鄭成功をして、宛かも此の弱點に乗じて、賊起せしむるに至れり。清の順治十八年(明の永曆十五年)即ち西曆一千六百六十一年、歴史上朱明の朝廷亡滅し、滿清朝廷これに代れる當年に、鄭成功は、故の明の正朔を奉じて、臺灣に據り、以て恢復を圖らんとし、臺灣還附の談判を、和蘭領事に提起したり、曰く、「臺灣は、初め我が先人の依據せる所、今尙ほ其の遺物と認む、其の一切の動産は、載せて返るを妨げず、只、土地を擧げて還附せよ」と、時の和蘭領事コネット、斷

然強硬の政策を執り、其の要求を拒絶し、急に旨をバタヴィヤに告げ、臺灣海岸の警備を嚴にする爲め、軍艦を増遣せんことを求めしが、當時東印度會社の預運は、戦闘準備の費用を支出するに堪えず、乃ち名を非戦の下に假りて、領事に停職を命ぜしかば、次で鄭氏の艦艇、船艦相啣みて、鹿耳門を襲ひし時は、舊領事已に去りて新領事未だ來らざるの時にして、殆ど抵抗なく、プロブデンチア城を占有し、相持すること半載の後、蘭軍終に支へず、公有物を擧げて降り、全く臺灣を放棄して、バタヴィヤに引き揚げたり、即ち和蘭人の臺灣に據れる時代は、實に三十八年とす。

然れども嘗て一たびは、世界の海王を以て任じたる和蘭人は、其の一朝の頓挫の爲に、全く此の寶庫を放棄するものにあらず、是に於て彼はバタヴィヤに退却せる後、陰かに清政府と結託し、臺灣の事情に熟達するの故を以て、將た戰艦の操縱、清に比すれば、一步を超ゆるの故を以て、清政府も亦自己の利益上、延きて密謀を同じくし、或る條件の間に、秘密條約を締結したりき、是より先き、機慧な

る鄭成功も、其の事を擧ぐるの初め、名を血族上の關係に藉り、東海の雄邦たる日本と結びて、これに當らんとせしもの、如く、當時應援を我が幕府に求めし檄の節略に曰く、

大明龍興三百年、治平日久しくして、人は亂を忘る、韓輶虛に乗じて、兩京を破り、神州悉く腥羶に汚さる、成功深く國恩を荷ふが故に、血に蹀して、以て讐を報ぜんとし、浙閩の間に徘徊せしに、義に感じて、従はんことを樂ふものあり、然れども孤軍懸絶し、千辛萬苦すれども、中心遂げず、日月の邁くを如何すべさや、成功貴國に生るゝの故により、貴國を慕ふこと深し、今や艱難の時に際りて、貴國我を憐み、數萬の兵を假さるれば、義に感ずること限りなかるべし、(明の永曆三年、我が慶安元年)

如何せん、當時鎖國海禁を以て、國是となせる幕府に於て、固より之に應ずべくもあらず、全然幕議の否定する所となりしが、若しも此の活劇をして、數十年前早からしめば、否少くも我が鎖禁の盤息以前に在らしめば、良し、幕府の援軍を

以てせざるも彼の脾肉の歎に堪へざりし海賊大將軍等の決して坐視して止まざるべきのみならず、後の武將と雖も必ず驟起これに應ずるものありしなるべし、事一たび此に至らば表面上清明兩朝の交戦といふと雖も、裏面には日明の同盟を以て清國の同盟に當るものにして、實に大陸同盟支那和蘭と、島國同盟日本臺灣との大衝突を、支那海上に演ずるに至りしも知るべからず、惜い哉、我は鎖國の日本たり、彼は老菱の和蘭たり、故に彼は一時の餘憤を以て、力を清に假したりしも、清の懸軍臺島に向ふの時は、支那海上全く、蘭旗の影を絶ちたりき。

鄭氏の臺灣に於ける經營は、文獻足らず、杞微據るべきもの少きも、昔し子産の鄭を治めし故智に擬するに在りしが如し、即ち彼の周の末葉に際り、戦國の七雄自ら獨立して、周の命に従はず、所謂弱の肉は強の食たるを免るゝ能はざる勢ありしも、當時鄭の弱小を以て、此の強雄の間に介立し、暫く呑噬の外に處するを得たりし先蹤は、蓋し明末累卵の危機を以て、滿清の南侵を防ぐに足ら

ず、而して僅かに臺灣の孤島を有ちて、其の獨立を維せんとせる、現狀に比するを得べく、而かも當時鄭に在りては、子産の爲政機微を宜しきに制し、時の鄭人をして、子産にして死せば、誰か其れ之を嗣がんと謳歌せしめし成績は、實に鄭の社稷をして、大呂の重きを爲さしめし所以なるに著目し、乃ち管て子産の手によりて、周末の鄭を安固ならしめたりし秘訣は、今や成功の手によりて形を易へて、明の既傾を支ふる爲に、臺灣に施されたり、是に於て、法を嚴にし、禁を厲にし、威以て惡棍鼠竊の放縱度なきものを畏れしめ、次て學を興し、民を撫し、恩以てこれを服せしめんとするに力めたり、又嘗て諸將を會し、議して曰く、凡そ家を治め、國を治むるの本は、食に在り、臺地沃饒、膏野百里に亘る、當に以て兵を農に寓すべし、即ち餉糧充實の秋を待ちて、徐に恢復を圖らば、功の大成期すべきなりと、之と同時に、各鎮の兵士に、各地を分與し、大に開墾に従ひ、輪流交代、逸民なからしめんことを企て、これが結果は、遠く未開地の拓殖となり、南は鳳山一帶を悉くして、瑯璫今の恒春の平野に及び、北は諸羅今の嘉義彰化の平原を



越えて竹塹今の新竹淡水今の臺北の野にまで及び、臺灣の西半部一帯の地の拓墾の緒に就きたりしは實にこれを以て初とす。而して管に内部の經營に、爾かく辛酸を費し、のみならず、此の間進みて呂宋島を略有し、以て大に根據の基礎を確くせんとし、當時同島に於ける主權は、已に西班牙人の手裡に歸し、總督を派してこれを統御せしめありしが、成功は、據臺の後、直に伊太利の耶蘇宣教師リクシヨといふもの、臺灣に來るを奇貨とし、密かに秘謀を齎して、呂宋の首府マニラに到り、檄を在呂宋の支那移民に傳へて、反旗を西班牙政廳に翻すべきを唆せしめ、其の内亂に乗じて、一舉外侵の策に出でんとせしに、事覺はれて、支那人の虐殺となり、反つて沿海の防備を嚴にするに至らしめ、而して一方には、成功の南下の準備漸く熟し、將に軍をパシの水道に進めんとするに際し、臺に豪座せる明帝が反臣の手に殞せらるゝの報に接し、朱明の正統是に至りて絶てるを憤慨し、終に病を得て、據臺の當年五月八日、天壽三十九、尙ほ爲すあるの齡を以て逝き、惜むべし、南征の企畫も、此の挫折と共に中止したり。

若しも成功に假すに、數年を以てせば、良し、奇勝を此の南征の舉に制せず、將た之によりて、朱明の傾厦を、一木に支ふるの難かりしなるべきにせよ、臺灣の地歩をして、更に重きを世界の趨勢に加ふるに至らしめしや、疑ふべからざるに近し、況んや一旦勝を南征の舉に制するに於てをや、次で成功の子孫、父の遺志を承け、堅く臺灣の故土を守り、屢兵を出して、支那の泉漳の間に戦ひしが、中途志を得ずして没し、其の子克埭不肖幼弱、父祖の鴻圖を紹ぐに堪へず、康熙二十二年六月、清の水師提督施琅の大舉して澎湖を占略し、進みて臺灣に迫らんとするに及び、克埭震懾乃ち率ゆる所の文武官僚と共に、朱明の衣冠を棄て、辨髮清衣し、終に出でて清軍轄門の下に降り、時に是の歲七月十九日とす、而して臺灣に於ける鄭氏奉明の時代は、父子三世二十三年にして終り、朱明三百年の正朔は、歴史の紀念と化し了れり。

蓋し當時滿清政府も、亦基業の鴻圖全く堅からず、内部の海波未だ靖からざるの秋なりしが故に、其の臺灣を征服せるは、主として鄭氏の不逞を夷げんとす

るに在りて、果して其の地を以て永久の領土と爲すべきかに就きては、殆ど其の一大疑問に屬し、而かも該當局者の多數は、臺灣を領有するの不利を主唱し、單に澎湖を有ちて東門の鎖鑰となし、其の占居の支那人に至りては、悉く本土に移し、須らく臺灣を擧げて、版圖の外に放棄すべしといふに傾きたり。時に提督施琅獨り之を不可とし、特に上疏して、臺灣棄留の利害を條陳せり。此の議は、竟に採用せられて、其の翌年、即ち康熙二十三年、臺灣を以て一府となし、福建省に隸せしめ、臺灣鎮を設けて、守備となせり。是より先き、臺灣領有の議の決するや、當初朱明を夷げたりし故例に倣ひ、提督施琅の名を以て、令を下して、明俗を棄て、清俗に改むべきことを示諭したり。實に此の矯激なる改俗令は、政略上臺灣に於ける清政府の施政の著手として、實行せられしが、もと臺灣に於ける支那人は、多く朱明の遺述に係るを以て、輒く其の令の履行を期し難き傾きあり、其の節を守るの士は、或は遠く蕃境に逃れて、吳伯の故智に倣ひ、或は寧ろ頭を失ふも、髮を剃るに忍びずとし、自ら誅に罹りしものも多かりきといふ。

臺灣の清の版圖に歸してより、爾來百事創業の間に、小康を致し、こと三十七年、而して未だ善後の經營、其の效を完くするを得ざるに際し、康熙六十年、朱一貴の大亂起れり。時に南北兩路の叛民これに應じ、幾ばくならずして、全島悉く賊手に落ち、朱をして中興王の名を鄭氏の遺府に稱せしむるに至れり。已にして朱の擒に就くと共に、大亂略、平ぐを得たりと雖も、民心恟々として安んぜず、餘匪出沒して平日なく、加ふるに所在の土蕃隙に乗じて、殺害を肆まにせしかば、當時清政府の當局者は、殆どこれが經理の事宜に窮し、已むなく遷民劃界の議を企つるに至れり。其の議の要旨を摘記すれば、臺灣鳳山諸羅三縣の山中の居民は、盡く驅逐を行ひ、房舍は盡く拆毀を行ひ、各山口は、俱に巨木を用ひて塞斷し、一人も出入することを許さず、山外十里を以て界となし、凡そ附山十里内に在る民家は、俱に他處に遷移せしめ、田地は俱に荒蕪に委し、北路より起り、南路に至りて止め、土牆を築くこと高さ五六尺、深く濬塹を挖ち、永く定界と爲し、界を越ゆるものは、盜賊を以て論ぜん。此の如くにせば、奸民窩頓の處なくして、

野蕃も出てて害を爲す能はざらんといふに在り、即ち要するに、目前苟安の計にして、或る意味に於ては、領土の一部を放棄するものなるより、これに對して異議を挟むもの亦多く、時の爲政家藍鼎元の如き、主として其の不可なるを唱導せり、是に於て其の議は中止せられたりしが、而かも能く進取の經綸を實行する能はず、換言すれば、當時清政府の當局者は、其の著眼の區域、概して方域の外に出でず、臺灣が世界の局面に介立して、如何なる地歩を占有するか、將た占有せしめざるべからざるかの經綸に至りては、殆ど藐視するを免れざりき、否、管に此の時に於て然りしのみならず、爾後百餘年に亘る歴史の實體は、實に空漠模糊の經綸を經とし、匪亂内憂に對する姑息政策を緯とせる、現象に過ぎず、夫の乾隆五十二年に於ける、林爽文の亂の如きは、實に此の姑息の現象を證明するに的實なるものにして、臺灣の領有以來、已に百餘年、而かも一夫夜號の禍機を未發に防ぐ能はず、殆ど全臺の淪没となり、漸く年を越えて隣附土蕃の力を藉り、僅かに之を討平するを得たりしのみ、勢ひ斯くの如し、これに加ふるに、

道光の末年、鴉片事件の破裂を見しより以來、越えて咸豐年間に及び、支那本土に於ける内憂外患交起り、竟に内治の整美を顧みるに遑あらず、殊に外島臺灣の如きは、一に地方の有司に放任し、殆ど其の經營の事宜を忽諾に附せしより、新創の施設の如き、一も效果の顯著なるものなく、所謂各省吏治之壞、至於閩而極、閩中吏治之壞、至於臺而極の狀なりき、中には嘉慶中に於ける噶瑪蘭の拓殖の如き、咸豐中に於ける埔里社の開墾の如き、開封擴土の一新事項として認むべきものなきにあらざるも、亦概ね他動の啓導に成れる結果に外ならずして、直接なる當路有司の功に歸すべからず、

降りて清の咸豐中、清國は、二たび英佛と戰を交へて失敗し、同十年、天津條約の結果は、臺灣の開港となり、所謂る世界交通の公路たる臺灣の地歩を明かにせしが、同治の以後に及び、スエズ運河の開通は、東西の航海をして、益多きを加へしめ、支那海上の通航者が屢、臺灣の海岸に漂著し、時に土蕃に劫殺せらるゝことありしも、當時これが統治の責任を有する清政府が、毫も善後の處理に出で

ざりしより、臺灣の蕃地は果して清國の領土と認むるを得べきかとの問題は、實に世界の疑問として、公認せられたり。宛かも此の疑問の未だ決せられざるに際し、明治四年即ち清の同治十年我が琉球藩民五十餘名臺灣に漂著し、南部なる土蕃の爲に殺害せられしことあり、而して清政府は、亦言を左右に託して、事を模糊の間に没せしめんとするの傾きありしより、我は、斷然清國の主權が、まさしく此の土蕃地域に及ばざるの實あるを認め、越えて明治七年、征臺の師を發し、一は以て自ら膺懲の目的を遂行し、一は以て臺灣蕃地領域問題の解釋を表明せんことを期せり。是に於てか、當時世界の注目は、これを以て、單に土蕃征服の出師と認めず、將た日清兩國の葛藤のみと認めず、實に此の問題の大審判として注目したり。清政府は、乃ち、急に說を變じ、臺灣の全域は、盡く福建省の管轄に屬することを主張し、難局なりし北京談判の結果は、清政府が、當然其の責任を負ふべき旨を承認し、且つ我が征臺の舉を是認し、兼ねて被害者遺族の撫恤及び軍費の賠償として、五十萬兩を我に致すの約を結びて終局せり。

此の一大刺激は、清政府をして、臺灣經營の上に、著しき衝動を感ぜしめ、一方には、邊境防禦の必要を悟り、一方には、土蕃取御の緊要を認め、北部の蕃界噶瑪蘭に宜蘭縣を設け、南部の蕃界瑯瑤に恒春縣を設け、以て南北首尾の控制に備へ、これと同時に、後山開撫、即ち臺東の拓殖を決行し、兵を南中北の三路より進め、中央山脈を横斷して、東西兩部の連絡を通じ、事實上臺灣の東半部をして、初めて版圖に入らしめ、且つ古來百年の海禁を解きて、大に支那人の移殖を獎勵せり。次で清の光緒十年、安南交渉の事件破れて、清佛の交戦となるや、佛軍は、進みて臺灣島を封鎖したり、已にして、清佛の平和成を告げ、臺灣の封鎖を解かるゝや、時の當局者をして、益々臺灣の支那本土に於ける、實に消長安危の衝たるを覺らしめ、翌十一年臺灣を以て獨立の政區となし、福建の管下を離して、臺灣の一省を建置し、時の進取的政治家として算へられたる、劉銘傳を巡撫に任ぜり、劉が就任の初め、其の劈頭に計畫せるは、政治の中心を確定するの一事にして、即ち先づ全島の地勢を酌度し、島の中央位にして、實に南北を控制すべき要衝の

地區を下し、臺灣省城を置き、臺北、臺南の二府城と相待ちて、首尾を固くせんとしたり。今の臺中城の在る所は、即ちこれにして、土壁未だ全く瓦石を疊むに至らず。城内尙ほ多くの荒寥を見らるゝもの、前に臺灣に於ける進取政策の行はれんとせし遺跡にして、後に退縮政策の行はれし紀念なり。其の他夫の臺灣の東西を連絡し、民界と蕃地とを一統するの起點たる沙連の地に、雲林の一縣を新設し、稱して、前山第一城といひ、石を立て、其の由來を叙したる中に、臺灣四界環海、延袤三千餘里、土沃山高、民殷物阜、屹立天險、雄峙海東、日本、呂宋、西洋諸國、梯航萬里來、時作耽々之視者、莫不指爲閩粵各省藩籬、南北洋鎖鑰也。光緒十二年、度形勝、下城沙連埔九十九墩上之雲林坪、居中路心、扼後山之吭、と言へる如き、以て其の著眼の遠大なりし一斑を窺ふべし。これと同時に、進みて内山の土蕃を招撫し、未拓の蕃地を開墾せんとし、或は撫墾の政局を設け、及び化蕃の學堂を創し、或は屢、征蕃の大軍を蕃地に進め、所謂る德意を以てこれを懷け、威武を以てこれを畏れしむるの策を運らせり。加之、他の内治に向ひては、泰西文明の長

所を採用するに力め、鐵道を敷き、電線を架し、汽船を新造して、海外航路を擴張し、茶及び樟腦等の輸出を獎勵し、仍ほ臺灣の地の支那本土と隔絶し、緩急相應ずるの不便なるを察し、乃ち特別なる財政の整理を完成し、以て臨機應變の事宜を施すの方途を創せんとし、百難を排して、全島の檢地を實行し、これが結果として地租收額の増加を計畫し、而かも他の各般創業の費途の多きが爲め、租税を重課すること竟に已むべからざりしかば、茲に保守的なる輿情の反抗を招致し、殊に事に當るの有司、往々私曲を其の間に行ひて、政務の施設宜しきを得ざりしより、終に彰化附近に於ける施九段の暴發を見るに至れり。是に於て、光緒十七年、劉は病と稱して、骸骨を乞ひ、在任六年、殆ど滿腔の至誠を以て施設したりし盡策も、惜むべし。功を九切の一費に缺き、邵友濂其の後を紹ぐに及び、専ら退縮政策を執り、百事經費の節減を旨とし、先きに劉の創始せる新營の事業は、過半省略中止せられ、進みて文明の模範を此の孤島に集めんとせし、進取の設計は、忽然として影を退縮政策の下に失ひぬ。蓋し劉の施設、或は急激なる

改革を企てし嫌なきにあらず、然れども、二百餘年の長夜に眠れる臺灣をして、而かも數千餘年來世界の老衰國民として、日々に暗黒の淵底に沈落しつゝある支那人をして、地歩を世界の局面に挺んでしめ、激烈なる競争場裡に立たしめんとする上には、一聲の警鐘耳を劈くの勢を以て起さずんば、能く爲し得べきにあらずして、其の績の成敗を以て、其の功を高下すべからず、畢竟するに、劉の功を終へざりしは、進歩と保守との衝突に在り、換言すれば、劉の採縦終に進歩と保守との調和を爲す能はず、將た進歩を以て、保守を制する能はざりしに因れるのみ。

而して此の保守的退縮政策の執られし結果は、文治武備の萎靡となり、古來支那人をして、天成の屹鎮、臺厦の要衝と誇稱せしめし、澎湖の要害の如きも、一たび日清の交戦に際り、我が軍をして、舉手の間に占領を成就せしめ、癡時清の大軍進みて、鄭氏を臺灣に討つに方り、先づ澎湖を畧有し、時の統帥の名を以て、其の克捷を報ぜし疏奏に、澎湖爲臺灣咽喉、今澎湖既已克取、臺灣殘賊必自驚潰、

第五期

落、可以相機掃蕩矣、と言ひし事實は、二百年後に、其の地を易へて、復び歴史を繰り返し、明治二十八年、即ち光緒二十一年四月十七日下、關塘和條約の締結せらるゝに際り、自然の結果として、臺灣全島及び其の附屬諸島、並に澎湖列島の主權を、永遠に我が日本に割讓するに至りたり、是に於てか、一時地歩を世界の局面に退けんとしつゝ、ありし臺灣をして、再び世界の潮波の動靜を左右すべき緊要の位置に立つに至らしめたり。

顧みて當今世界の局面を通觀するに、若しも世界の西半面に於ける海權の燒點は、果して地中海に在りとせば、其の東半面に於ける海權の中心は、必ず支那海に在らざるべからず、されば、地中海上重きをなすの門戸たるヂナラルタルの隘峽に比ぶべき、支那海上唯一の鎖鑰に至りては、地勢上臺灣海峽を以て、これを推さざるべからずして、即ち我が臺灣を領有するは、方城百里の孤島に主權を行ふがためにあらず、これに頼りて、東洋門戸の秘鑰を掌り、永遠なる平和を擔保すべき、天職を完くするにあるに注目せざるべからず、而して近く臺灣

の四隣を回視せば、西は支那の閩粵に隣し、西南は英の香港、葡の澳門、佛の東京、西貢に對し、遠く英のシンガポールと相望み、南は米のルソン、英のボルネオ、蘭のジャバアと、水路相通ぜり、是に於てか、現在世界の局面に占むべき臺灣の地歩に至りては、一方には支那海の要衝として、モルタ島の位置を占むると共に、併せて東洋に於ける交通集配の軌軸を握らざるべからず、所謂天以未開方輿資皇土之保障、永絶邊海之禍機といふもの、亦我の臺灣を観察し經營するに於て、須臾も忘るべからざるなり。

臺灣志卷二終

附錄 臺灣歷史年表

日本年紀	支那年紀	西洋年紀	事項
推古天皇 一五	隋大業 一七	六〇七	隋羽騎尉朱寬初めて臺灣に至る
弘安 一九	隋至元 一八	六一一	隋陳稜臺灣を撃つ
元中 二五	明洪武 二二	一二八一	忽必烈の軍船臺灣の四岸に寄航す
文祿 二七	萬曆 二二	一三八八	澎湖島の民を福建の澄海に徙す
慶長 二七	三〇	一五九三	豊臣秀吉八寶を臺灣に勅む
元和 八	四三	一六〇二	和蘭人澎湖島に至る、明政府之を拒む
寛永 二	天啓 二	一六一五	村山等安臺灣渡航の朱印状を受く
承應 一八	崇禎 一六	一六二一	和蘭人澎湖島に據る
	一六	一六二二	和蘭人澎湖島を退き臺灣に據る
	一五	一六二四	明鄭思賢臺灣に據る
	一三	一六二五	西班牙人臺灣に據る
	一五	一六二六	和蘭人臺灣土蕃の教化に着手す
	一八	一六二八	濱田彌兵衛損害の要償を和蘭人に迫る
	一四	一六三五	明給事中何楷臺灣の占有を建議す
	一八	一六四一	西班牙人臺灣を退く
	一六	一六五二	明人郭一傾亂を臺灣に作す

附錄 臺灣歷史年表

日本年紀	支那年紀	西洋事紀	事
寛文 元	清康熙 二十二年	一六六一	明鄭成功臺灣に據り和蘭人を退去せしむ
天和 元年	清康熙 二十一年	一六六二	鄭成功死し鄭經嗣ぐ
貞享 元年	清康熙 二十年	一六七二	鄭氏の將領孫志華呂宋征服の隙を立つ
元祿 二年	清康熙 十九年	一六八一	鄭經死し鄭克塽嗣ぐ
享保 元年	清康熙 十八年	一六八三	清軍臺灣を征す鄭克塽降を納る
	清康熙 十七年	一六八四	臺灣清國の版圖に歸す
	清康熙 十六年	一六八五	支那人の渡航を禁制す
	清康熙 十五年	一六八五	臺防同知を南路に置く
	清康熙 十四年	一六九六	吳球の亂
	清康熙 十三年	一七〇一	劉却の亂
	清康熙 十二年	一七〇一	朱一貴の亂
	清康熙 十一年	一七二二	巡視臺灣觀察御史を置く
	清康熙 十年	一七二三	澎湖淡水水鹿彰化縣を置く
	清康熙 九年	一七二八	臺厦道を改めて臺灣道となす
	清康熙 八年	一七二九	番地に入るの禁を布く
	清康熙 七年	一七三二	吳福生の亂
	清康熙 六年	一七三二	臺灣渡航の禁を弛む
	清康熙 五年	一七四〇	臺灣渡航の禁を厲行す

日本年紀	支那年紀	西洋事紀	事
延享 二年	乾隆 元年	一七四五	臺灣渡航の禁を弛む
寶曆 元年	乾隆 二年	一七四七	臺灣渡航の禁を厲行す
天明 七年	乾隆 十七年	一七六〇	臺灣渡航の禁を弛む
天明 八年	乾隆 十八年	一七六六	理蕃廳を置く
天明 九年	乾隆 十九年	一七七〇	黃教の亂
天明 十年	乾隆 二十年	一七七七	ベネオウスキイ北部臺灣に墾民地を創するを企つ
天明 十一年	乾隆 二十一年	一七八六	林爽文の亂
天明 十二年	乾隆 二十二年	一七八七	諸羅縣を嘉義縣と改む
天明 十三年	乾隆 二十三年	一七八八	屯番の制を置く
天明 十四年	乾隆 二十四年	一七八八	陳周全の亂
天明 十五年	乾隆 二十五年	一七九五	海賊蔡牽の邊寇
天明 十六年	乾隆 二十六年	一八〇五	朱漬の亂
天明 十七年	乾隆 二十七年	一八〇七	噶瑪蘭廳を置く
天明 十八年	乾隆 二十八年	一八一〇	高榮の亂
天明 十九年	乾隆 二十九年	一八一〇	林永春の亂
天明 二十年	乾隆 三十年	一八二二	楊豆斌の亂
天明 二十一年	乾隆 三十一年	一八二四	張丙の亂
天明 二十二年	乾隆 三十二年	一八三二	英國軍艦臺灣を窺ふ
天明 二十三年	乾隆 三十三年	一八四二	臺灣兵英艦乗組員を殺す
天明 二十四年	乾隆 三十四年	一八五三	林供の亂



日本年紀	支那年紀	西洋年紀	事項
安政 元	咸豐 四	一八五四	突瑛の亂
萬延 二	同治 〇	一八五七	鹿兒島侯臺灣略の意見を表す
文久 三	光緒 二	一八六〇	安平淡水二港を開く
慶應 三	緒 六	一八六二	戴萬生の亂
明治 二	緒 七	一八六三	打狗基隆二港を開く
		一八六六	米船ローワーノ號遭難事件
		一八六七	ミッシン臺東の南港を侵襲す
		一八六八	英國軍艦安平鎮を襲ふ
		一八六九	我が琉球藩民臺灣土蕃の殺害に遇ふ
		一八七一	基隆海防廳を置く
		一八七二	我が小田縣民臺灣土蕃の剽掠に遇ふ
		一八七三	我が國の臺灣蕃地征討
		一八七四	沈葆楨巡撫を臺灣に移駐するの議を立つ
		一八七五	臺北府を増設し新に卑南廳恒春縣新竹縣淡水縣宜蘭縣を置く
		一八八四	臺灣渡航の禁及び蕃地に入るの禁を解き大に開山撫蕃に力む
		一八八五	佛軍臺灣を封鎖す
		一八八六	臺灣を一省となし臺北臺南臺灣の三府に分ち臺灣縣を安平縣 州とし別に臺灣縣を置き及び雲林縣苗栗縣を置き卑南廳を臺東 清賦局を置き土地の清丈に着手す

二〇	一八八七	臺灣の租率を改む
二一	一八八八	臺灣に鐵道を架設す
二五	一八九二	埔里社廳及び基隆廳を置く
二七	一八九四	臺灣通商總局を置く
二八	一八九五	南雅廳を置く
		臺灣我が國の版圖に歸す

卷二 正誤

頁數	行數	誤
一一	一一	(一) 阿片戦争の餘響
一一	一一	臺灣北路の口門に進み
一三	一一	英將の下に人名を脱す
一五	五	一日動騷
四七	四	トケトケト
七五	四	征蕃の事
七五	四	軍機大臣
七七	一	大隈蕃地局事務長官
八三	五	運鎮
九三	九	英將アムステルダム
九八	二	軍機大臣
一〇三	七	鏢旗松吉

頁數	行數	正
一一	一一	(二) 阿片戦争の餘響
一一	一一	臺灣北路の難港口に進み
一三	一一	英將サア、ヘンリー、ボッチンシア(アムステルダム)
一五	五	一日動騷
四七	四	トケトケト
七五	四	征蕃の事
七五	四	船政大臣
七七	一	大隈蕃地局事務長官
八三	五	運鎮
九三	九	英將ボッチンシア(アムステルダム)
九八	二	船政大臣
一〇三	七	鏢旗松吉

一〇九	五	魚山	頁山
一一一	六	養群	養群
一一二	一	忠節を	忠節と
一二〇	二	平康道臺	平康道員
一二五	四	懇關	懇關
一二六	三	撫慰局	撫慰局
一二七	一	拓懇	拓植
一五一	四	平原萬頃	平原萬頃
一六四	一〇	二品頂戴	二品頂戴
一六六	九	軍機大臣	船政大臣
一七一	五	南雅縣	南雅縣
一七三	一	「同治十三年及び」の七字を削る	
一七四	二	南雅縣	南雅縣
一七四	七	「臺灣道の兼攝」の下に下文を脱す	光緒十一年巡撫の兼攝
一七五	九	秀才	生員

臺灣志 正誤

一七七	六	「向來即於場内」の下に一字を脱す	現
一七九	八	斯くの如く	之を要するに
一八一	一	容員	容貌
一八二	三	臺灣沿革	臺灣沿革
一八七	一	淡水彰化諸羅二縣	淡水彰化諸羅二縣
一八七	一	估居	估居
一八八	二	奏疏の末文に下の數句を脱す	其南路臺灣鳳山兩縣社、蕃民甚少、查臺灣府海防同知事管轄政、事務簡少、應請以海防同知兼管云々
二〇〇	二	彰化の鹿港	彰化(後鹿港)
二〇〇	三	北路七十二社	北路八十二社
二〇〇	四	二十一社	十一社
二〇一	九	乾隆五十三年の上に出の十七字を脱す	尙書界を限制し越入する者禁あり次て
二〇二	五	基隆海防同知をして北路撫民理番同知兼兼ねしめ	基隆海防同知を改めて北路撫民理番同知とし
二二五	一三	頂島破庄	頂破島庄
二三五	三	歴史的口碑の下「あり今其」の四字誤入	
二三六	七	地を誤み	他を誤み

臺灣志 正誤

二三九  
二四二  
二四六  
二六四

臺灣志 正誤

九 佛蘭西二國人  
三 俄且死  
一 陰曆  
六 今の一字誤入

蘭西二國人  
俄且死  
陰曆

四

明治三十五年十月廿九日印刷  
明治三十五年十一月一日發行

臺灣志

定價 卷一、二各金壹圓六拾錢

著 作 權 所 有

著 者 伊 能 嘉 矩

東京市日本橋區本町四丁目十六番地

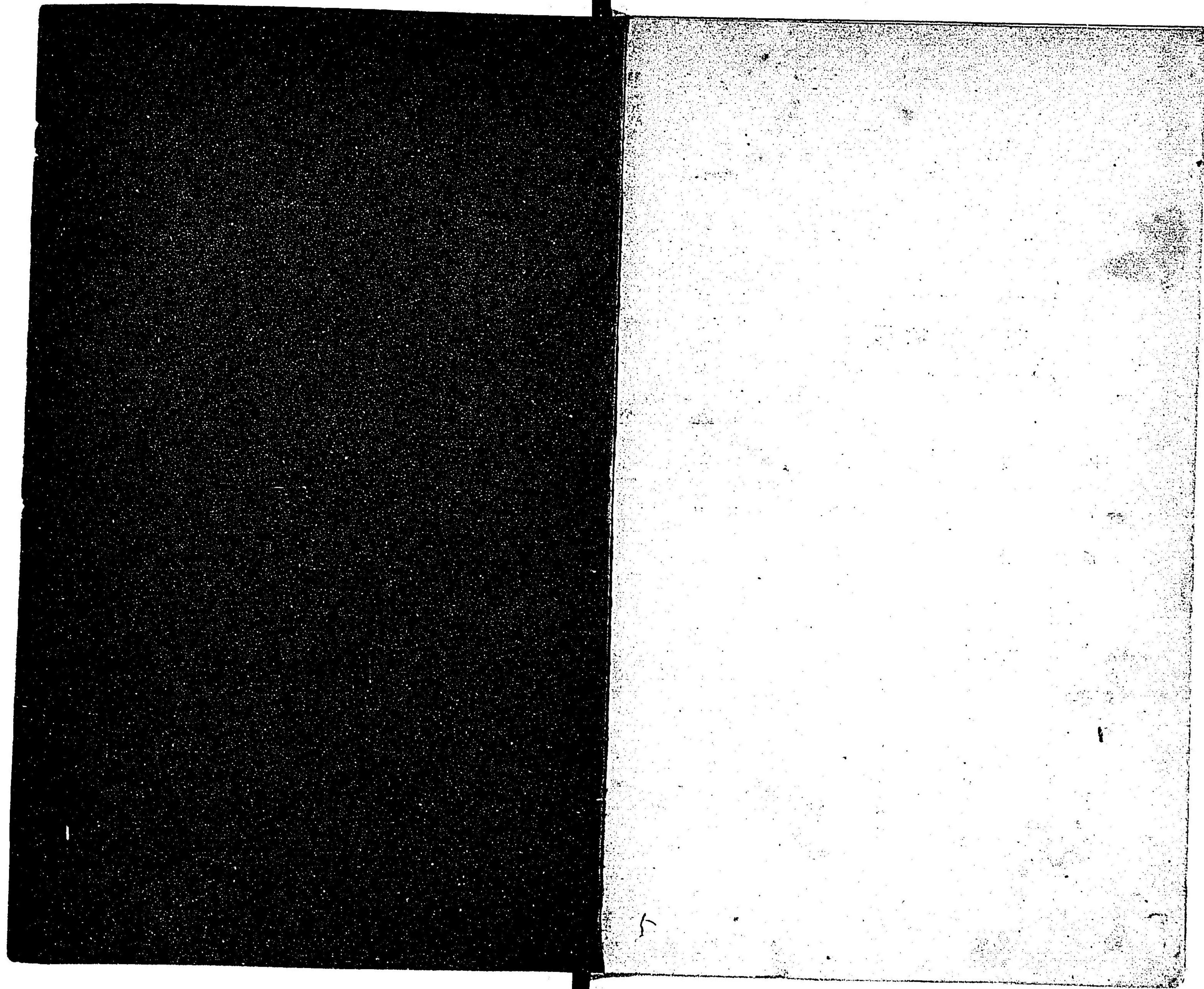
印 發 者 兼 刷 行 小 林 義 則

東京市日本橋區本町四丁目十六番地

發 行 者 文 學 社

東京市神田區錦町三丁目一番地

印 刷 所 文 學 社 工 場



86  
2  
227

11

